

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和7年12月19日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和 7 年12月19日（金曜日） 午前 9 時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第 1 5 2 号議案	「質疑・討論・採決」
第 1 5 3 号議案	「質疑・討論・採決」
第 1 5 4 号議案	「質疑・討論・採決」
第 1 5 5 号議案	「質疑・討論・採決」
第 1 5 6 号議案	「質疑・討論・採決」
第 1 5 7 号議案	「質疑・討論・採決」
第 1 7 6 号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	長田共永	副委員長	鈴木達雄		
委員	加藤稜唯	花島志保	古瀬剛	今泉吉孝	小林秀徳
	竹下修平	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也
	村田康助	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘	
議長	佐宗龍俊				

欠席委員（1名）

委員 白頭聖志

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 山本弘美
書記 山本真衣

開 会 午前9時00分

○長田共永委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、白頭聖志議員から欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

本日は、12月17日の本会議において本委員会に付託されました第152号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第4号）から第157号議案 令和7年度新城市作手財産区特別会計補正予算（第1号）まで及び第176号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第5号）の7議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第152号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

歳入14款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入14款2項2目衛生費負担金、新城北設ごみ処理広域化施設整備負担金、15ページですけども聞きます。

各町村の負担割合と負担金算出基準をお伺いします。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 今回、要求分の各市町村の負担割合は、新城市83.36%、設楽町8.01%、東栄町5.23%、豊根村1.81%、根羽村1.59%であり、関係市町村間で締結したごみ処理広域化施設整備に伴う事業費の費用負担に関する合意書に基づき、各事業の完了日の属する年度の前年度の10月1日時点の

住民基本台帳人口の人口割合により算出しております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 人口割合で決められてるということです。かなり長期間にわたる事業だと思うんですけど、その間の人口減というのは多少あるけどそんなに大きな影響はないのかと思います。

この負担割合の負担基準というのは、今回は調査とか測量だけでしたけども、工事とかそのものについて全部この負担割合が適用されていくのか。また、その後の施設の運営とかそれ以降の稼働後の運営についても全てこの負担割合が適用されるのかお伺いします。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 令和7年11月12日付でごみ処理広域化施設整備に伴う事業費の費用負担に関する合意書を北設の各町村と締結しております。

これに基づきまして、ごみ処理施設整備に関わる負担割合については、今、申し上げた負担割合でやっていきますが、その後のごみ処理の運営に関わる分については、また再度協議して決定していきたいと考えております。一般的には、運営になってくるとごみ処理の量でということが多いように思います。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。取りあえず建設までと。それ以降はまたその状況によってというかごみの搬入時点で。その建設場所が新城市ということで、遠方の豊根村とか、根羽村から運んで持ってくるというだけでも経費がかかってしまうもんですから、その辺も考慮された運営になってくるのかなと思うんですけど、そういったことも考慮されるのでしょうか。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 新しく整備する

広域化施設までのごみの搬入に関しては、それぞれの各市町村、北設でいうと北設広域事務組合が主体となって運搬してきますので、そこまでの経費については北設さんの負担で行いますので、そこら辺も考慮して今後、検討していきたいと思っております。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入14款分担金及び負担金の質疑を終了します。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 同じく16款1項1目民生費国庫負担金、生活保護費負担金（過年度分）、17ページです。

（1）過年度分の内容をお伺いします。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 計上しました負担金の内容は、令和6年度分の生活保護費国庫負担金のうち、医療扶助費国庫負担金の999万7千円となります。この金額は、精算の結果、不足が生じたため追加交付されるものになります。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入18款財産収入の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、18款2項1目不動産売却収入、市営住宅売却収入、19ページです。

売却価格算定の根拠をお伺いします。

○長田共永委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 売却価格の算定につきましては、不動産鑑定業務を委託いたしまして、不動産鑑定士により鑑定評価を行っております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 築年数がかなりたっておりますけども、今回この1号、6号、7号、9号、10号、この5棟分で719万6千円という全体での評価ということでよろしいですか。

○長田共永委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 今回、補正予算を上げさせていただいてる金額につきましては、5棟の合計ということになります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 これは当然、建物と土地も含めてということよろしいですか。

○長田共永委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 おっしゃられるとおり、建物と土地の価格になります。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入18款財産収入の質疑を終了します。

歳入19款寄附金の質疑に入ります。

質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 19款1項4目商工費寄附金、しんしろ山の湊ふるさと寄附金、21ページです。

寄附金の内容を伺います。

○長田共永委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 しんしろ山の湊ふるさと寄附金につきましては、ふるさと納税制度により、本市へ寄附していただいた寄附

金となります。

ふるさと納税は、寄附される際に寄附金の使途を指定することができ、商工費寄附金は、その内のふるさとの観光、交流の推進のための事業を選択された寄附金となります。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

では、同じく19款1項4目商工費寄附金、観光費寄附金、21ページ。

寄附金の内容を、同じくお伺いします。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 寄附金につきましては、サンソマテクノ株式会社名誉相談役の彦坂守様とサンソマホールディングスグループ様から、彦坂様の出身地であります鳳来地区の観光施設整備資金として寄附をいただきました。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 観光の整備資金ということなんですが、今、使い道とか具体的にどこかというのは決まってるんでしょうか。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 これから検討していくところでございます。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入19款寄附金の質疑を終了します。

歳入20款繰入金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 20款1項1目基金繰入金、多文化共生基金繰入金、21ページです。

多文化共生及び国際交流の推進に要する経費となっているか、お伺いします。

○長田共永委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 今回の多文化

共生基金繰入金17万2千円につきましては、人事院勧告に伴う報酬、共済費、手当等の増額分を会計年度任用職員である外国語相談窓口対応職員の財源として、多文化共生基金を充当するものでございます。

市役所1階の総合案内の外国語相談窓口は、外国人市民に対し在留手続をはじめ、雇用、医療、福祉、教育などの生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるような一元的な窓口でございます。その運営を担う会計年度任用職員に係る経費でございまして、多文化共生の推進が図られる経費であると認識しております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 人件費とその費用にかかるということですが、どうもちょっとニュアンスが違うような気がする。基金の趣旨から言うと、今、言ったように多文化共生及び事業の推進という形で、人件費がそれに該当するというのは、広く解釈すればそうかもしれませんが、ちょっと基金の使い方として人件費に使うというのはいかがなものだと思うんですけども。

こういう使い方も今後されてくるのか、他の基金も関係すれば人件費に使えるというようなことになっていくおそれはないのか確認します。

○長田共永委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 外国人の総合窓口案内の対応職員につきましては、これまでも国際交流基金から運用をさせていただいておったところです。人件費ということで、一般財源も持ちたいとは財政当局ともお話をしておるところでございますけども、今回、多文化共生基金に名称を変更して、令和6年度からスタートしておるんですけども、多文化共生推進プランを推進していく関係で、この方、外国人の相談窓口の案内者が雇用の関係で安定的に雇用を確保したいというところ

で基金で充てさせていただいておるところで
ございます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 一般的な人件費、事務行政
職員と違って、そういった特殊能力というか
言葉、多言語を使われる方の人件費だとい
うことで、ここの多文化共生基金には今、言
った意味では該当すると思うんですけど。

ですから、こういった場合のみの人件費だ
と思いますけども、まさかそのほかの人件費
に基金を崩すって、こじつけで崩すことが可
能にならないような使い方、今回は明確に多
言語対応なのか、言葉の特殊能力を持った人
の人件費ということで理解しておきますけど、
この例がほかへ伝わっていくことはないと思
うのでよろしいですか。

○長田共永委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 委員のおっし
ゃとおります。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次の20款1項1
目基金繰入金、みんなのまちづくり基金繰入
金、21ページです。

地域住民の連帯の強化及び地域の振興を図
るための事業となっているか、お伺いします。

○長田共永委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 みんなのまちづく
り基金繰入金につきましては、ふるさと納税
推進事業に240万1千円、文化財保護事業に
30万4千円をそれぞれの歳出増に伴う財源と
して、みんなのまちづくり基金を充当するも
のです。

基金の充当を予定してる事業につきましては、
いずれも地域資源を活用し、地域住民への誇
りと地域への愛着を育む事業であり、みんな
のまちづくり基金の目的に沿った事業である
と考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 これもちよっと違和感を覚
えたんですけども、ふるさと納税の関連経費
って、果たしてそれに該当する、さっきの人
件費と一緒に何か特殊性があるのかなと思っ
たんですけど、何かちよっと違うような気が
するんですけど、まちづくりなのかそういった
事務的経費には、直接的ではなきにしても
関連すると言えば関連するんですけども。

基金の取崩しの基準がしっかりそういうこ
とをうたってあればいいんですけど、その辺
の解釈の仕方、ある程度、担当の裁量によ
って自由に使えるようなふうに捉えられてし
まったんですけど、その辺の危惧はいかがな
ものでしょうかね、お伺いします。

○長田共永委員長 権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長 基金の取崩しに当
たりましては、基金の要領を定めておりまし
て、そちらで内容を精査しながら取崩しをし
ております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終
まりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入20款繰入金の質疑を終了します。

歳入23款市債の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 23款1項1目総務費、公共
施設除却事業、23ページです。

公共施設等適正管理推進事業債は、充当率
90%、交付税措置50%と書いてありますが、
私が調べたらゼロ%であったと思うんですけ
ども、ほかの財源は検討したのか、お伺いし
ます。

○長田共永委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 元青年の家解体工事を
検討するに当たりまして、地方債をはじめ
様々な財源の検討を行った結果、公共施設等

適正管理事業債のうち集約化・複合化に伴う除却事業を活用することが本市の将来負担が最も少なく有利であると判断をさせていただきました。

なお、公共施設等適正管理事業債には単なる除却事業のメニューがございますが、こちらにつきましては、委員先ほどおっしゃられたとおり、充当率90%で交付税措置はございませんので、あくまで集約化・複合化というところで交付税措置のあるものの今回、地方債を選択させていただいております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ゼロ%より50%のほうがいいのは分かりますのであえてそこは言いませんけども、この公共施設の関係の推進事業債は、対象が1番から6番まであって、今、言われた集約化と複合化ということだったんですけど、単純にタイルが剥がれ出して危ないから除却しますというようなことが説明にあったんですけど、どこが集約化に該当するのかが私、理解できません。

ですから、6番の単なる除却事業ではないか、だから充当率ゼロ%ではないかと思ったんですけど、これがどういう意味で集約化が認められたのかちょっと理解できませんでしたので、その辺をよろしくお願いします。

○長田共永委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 今回の交付税措置50%のものにつきましては、あくまで青年の家の除却に関する解体の委託を充当させていただいております。青年の家が貸館機能がございましたので、そちらの機能を勤労青少年ホームに集約化をするというところで計画をつくってございますので、レストハウスにつきましては、あくまでこちらのほうは充当してございませんので、基金を充当しておるという形で予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。青年の家が集約化の対象だということで分かりました。

50%だけど780万円なもんで、どうしてこの金額を出したのかなと思ったら、やっぱり青年の家の分の対象の50%ということで、この金額が出てきたということが分かりました。

レストハウスは全対象外で、一般会計というか基金からやってると。

今回は、集約化ですけども、レストハウスのは対象外、それで将来的に、今回は設計だとか調査業務だけですけども、実際に除却になっても今の比率は同じ解釈で、レストハウスはゼロで、青年の家は工事自体にも50%になっておるという理解でよろしいですか。

○長田共永委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 委員おっしゃられるとおりです。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入23款市債の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午前9時20分

再 開 午前9時23分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 歳出2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、29ページですけども、先ほどの歳入と関連があるか

もしれませんが。

第2次新城市観光基本計画中期アクションプランにおける桜淵公園の新たな活用方法の検討の進捗状況と、解体後の跡地利用を踏まえての事業かお伺いします。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 アクションプランにおける桜淵公園の新たな活用方法の検討につきましては、本事業と関連はなく、本事業は施設の老朽化による周辺環境への影響を考慮して実施するものです。

解体後の跡地利用につきましては、観光課と協働で桜淵公園再整備基本計画の内容を考慮し検討してまいります。具体的には、サウディングを実施し、民間投資の可能性や官民連携事業としての可能性等、様々な可能性を探りながら跡地利用を検討してまいります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 跡地利用はこれからということですけど、桜淵公園再整備計画だったかワークショップをやられて市民の方たちと一緒につくられた計画があったと思う。あのときはゾーンごとにいろいろ用途が分かれていたと思うんですけど、あのときはまだレストハウスも青年の家もあるという前提での計画だったと思うんですけど、そうすると今回こういう除却してしまうと、きれいになるわけですけども、そうするとその当時のワークショップで皆さんが出された頃と状況が変わってしまうので、その再整備計画自体がちょっと方向性が変わってしまうと思うんですけど。

やっぱり、ある程度の跡地利用をもう少し市民の意見だとか、どういった公園にしてほしいかということ、あの広大な広場になりますので、以前プールの跡地もああった形になって、ちょっと私、問題提起したんですけど、もう少し市民が集える、例えばキャンプ場みたいな需要もいかがかと思ひますし、オートキャンプだとか今、キャンプブームで

ありますのでそういった使い方とか、またいろんなアイデアがあると思うんですけど、そういったものも含めて、市民の意見を聞きながら再利用の活用の方法を検討していくべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 御指導ありがとうございます。

現時点では、今までの計画をベースに青年の家とレストハウスがなくなったという前提で、各企業に民間力の活用等、提案を探るというサウディングを考えております。

そこで、Cゾーンであるとか、今までの計画に沿った提案がもしあれば、それをベースにまた検討させていただきますし、そういった提案がなければ、再度、観光課と協議をしながら計画を検討していきたいと思ひております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 企業等へいろいろ提案もいいですけど、1回、市民の意見を聞く機会も何か別の形で設けたらいいのかなと思ひし、前回参加していただいた方にアンケートをお願いするとかそういったアイデアを出していただくことも1つの手法かと思ひますので、考慮していただければと思ひます。

続けて2款1項10目へ行きます。地域情報通信基盤費、地域情報通信基盤管理事業、31ページですけど、大規模修繕工事の内容についてお伺いします。

○長田共永委員長 牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長 只持地区において鳥獣により切断された光ケーブルの張り替えを施工しました。本工事は鳳来と作手の基地局を結ぶ幹線であるため、光ケーブルの芯の数も多く1メートル当たりのケーブル単価が高い上に、交換延長も500メートルと長距離区間であったため、高額の修繕工事となりました。

また、本工事該当箇所は過去にも鳥獣により切断されており、再度被害に遭う可能性が高いと判断し、ケーブルを金属皮膜で覆った鳥獣対策用の光ケーブルに変更しております。この対策を講じることで追加費用が発生しましたが、将来的な再発防止を目的として施工を行ったものです。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 鳥獣ってどういう鳥獣なのかなって、今、考えたらちょっと分からなかったんですけど、ケーブルをかじるような鳥獣というのはどういったものでしょうか。

それから、再発防止はそういうものに対策をされたケーブルなり、保護ケース、カバーなの分かりませんが、その区間だけでいいのか、そういうケースはほかでも発生するおそれのある状況なのかについてその辺だけお伺いします。

○長田共永委員長 牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長 鳥獣による被害の内容ですけれども、げっ歯類と言われるリスやムササビの被害が主であります。

それから、同様の鳥獣被害は市内全域に及んでおりまして、全域への再発防止策を施すことは延長が長いためできない状況です。そのため、複数回、同じ箇所で被害があった場合に、鳥獣対策用の光ケーブルに変更しております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、白頭聖志委員につきましては本日欠席でありますので、新城市議会会議規則第51条の規定により白頭聖志委員の質疑を終わります。

3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 では、2款1項8目車両管理費、車両管理事業、31ページでございます。

公用車修繕費の増とありますが増えた理由

をお伺いします。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 車検ですとか、あと法定の1年点検、それから、6か月点検の費用。これらに併せて行った各種部品の取替え、それから日常の使用で生じた不具合箇所の修理、それから摩耗したタイヤ交換、こういった費用が当初予定をしておいた額より増えたために増となっております。

以上でございます。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2款1項5目人事管理費の一般事務経費、29ページ。

人事院勧告に伴いまして、会計年度任用職員及び任期付職員の支給状況についてお尋ねをいたします。

○長田共永委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 本事業予算で任用している会計年度任用職員は主に事務職となりますけれども、常勤職員と同様に期末手当を現行の2.5月分から2.525月分に、それから、勤勉手当の年間支給月数を現行の2.1月分から2.125月分に引上げを行う予定でございます。

また、報酬につきましては初任給の時間単価を現行の1,172円から1,251円に引上げを予定しております。

なお、任期付職員の給与につきましては、本事業予算の計上はございませんが、人事院勧告に準拠いたしまして給料及び期末勤勉手当の引上げを行う予算案をお願いしております。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。特に、任期付職員、この辺の具合もちょっと兼ね合いがあるのかなと思って、今回出させていただいたんですけども。それぞれ、特に任期付の

場合は特殊な専門職と言うんですか、そういう位置づけがされておるわけでありましたが、今回の予算の中には対象はないということでありました。

しかし、やはり今後のことも踏まえて、新城市の職員の士気を高めるためにも、こういう人事院勧告はもちろん当然であります、全般的に高い意識の下で位置づけを明確にもっとしたほうがいいんじゃないかなということとでちょっと確認をさせていただいておりますが、現状、今、会計年度任用職員または任期付職員、その辺の相対的な人数と言うんですか、ばくつとで結構であります。教えてください。

○長田共永委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 こちらは、11月の給料あるいは報酬の支給基準で申し上げますけれども、任期付の短時間勤務職員が現在7名ございます。

それから、会計年度任用職員につきましては、こちら市長部局で417名、それから市民病院で136名となっております。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 割合が大体分かりましたけれども、特殊性である任期付職員の皆様方、7名ということでございましたけれども、もともとやはり専門職として、例えば保育、また給食の職員の皆さん、そういう方々というのは、同じように仕事を会計年度任用職員の皆さんと共に、また一般職の皆さんと共に働いておられるということで、いかにやはり平等性を保てるかというところで、新城市がもう少し力を入れてもいいんじゃないかなという思いがしました。

現状、人事院勧告に伴いまして、多少なりの影響があるのかな、この支給の額も含めてと思うんですが、いかがでしょうか。

○長田共永委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 現状、会計年度任

用職員と任期付職員、ボーナスの支給率に差がございます。現状は、国が定める制度でございますので準拠しておりますけれども、今後、正規職員等がなかなか確保が難しくなってくるので、こういった専門職でありますけれども任期付職員の力というのが必要になってまいります。

人材確保をしていく上でもボーナスの処遇を合わせるというのは必要であると感じておりますので、こういった方法があるか分かりませんが、他の自治体と連携しまして国にも意見を伝えていければいいかなと思っております。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最後とさせていただきますけれども、優秀な人材という言い方はちょっと語弊あるかも分かりませんが、特に任期付職員というのは限られた能力を持った方々を採用するということもありまして、一方ではそういう平等性がちょっと欠けるような状況が今、起きているということもありまして、やはり今、新城市が課題としてこの人材確保だとか専門の職員の皆さん方にも、やはり処遇が矛盾している状況をきちっと整理していかないといけないと思います。

国にもきちんと伝えていくということでありまして、やはり新城市としてこの平等性を保つような処遇をしないと職員の採用にも当然、影響があるであろうということで、ちょっと感じたもんですから、これ私の主張だけで終わります。ありがとうございました。

○長田共永委員長 続けて、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2款1項10目地域情報通信基盤費、地域情報通信基盤管理事業、31ページ。先ほど滝川委員からも質疑がございました件であります。

これは、鳥獣害のことを答弁の中でちょっと言われたんですけども、特に中部電力だとか、それからほかのこういうケーブル関係、それもやっぱり獣害被害というのがすごくあ

るようであります。停電にもつながっていくような、中部電力の場合はそんなようなこともありますし。

今回そういう二重に防御するためケーブルにかぶせるというようなことを先ほどお聞きしたもんですから、やはり今後、それらしき地域というのは多分あるかと思しますので、その辺のところの今後の対策も踏まえてどのような考えでおられるのでしょうか。

○長田共永委員長 牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長 先ほどの答弁でも申し上げたとおり、同様の被害が市内全域に及んでおりますので、そういったところに全て再発防止策を施すことは現実的ではない状況ですので、複数回被害があった箇所から鳥獣用の光ケーブルに変更させていただいております。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

まず、歳出の2款1項1目一般管理費、訴訟事務経費について伺います。29ページです。

主な内容を伺います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 主な内容につきましては、第161号議案、それから第162号議案の2つの訴えの提起に係ります訴訟手続を弁護士に委任することによります訴訟弁護委託料の着金となります。

以上でございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。2つの訴訟の弁護費用の着金ということで理解いたしました。

その中で、板敷の滞納の件でお聞きしたいんですが、こちらの滞納がかなり長い期間、3、4年ですか、そういったことがあります。自分としては、もっと早くここまで滞納して

裁判で大変な状況に今、入っていくというところにちょっと危惧をしているわけであります。裁判になれば、双方傷つくわけです。職員のほうもリソースは割かれるし、相手方のお店もいろいろな状況に陥るということで、双方、本当にこういった紛争を起こすこと自体が、やっぱりなくすようなまちづくりというのが大事ではないかなと思うわけです。

そういう観点で質疑をするわけですけど、もうちょっと早く手だては打てなかったのか、伺いたいと思う。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今、委員言われたとおりにだと思っております。

市としまして、やはり市内の事業者であります。言われたとおり、そういった市内の事業者の方に、強権的なことはもちろんやりたくないということで、これまでも丁寧担当課が折衝をして説明をし、こうして欲しいというのを根気強くやってきた。しかしながら、こちらの気持ちが伝わらない。やむにやまれぬところで今回訴えに出たというところは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かります。気持ちも分かります、そういった穏便にということで、そういったことも分かりますが。

この件は、こういうふうには裁判に入った場合、長期化というか和解だとかそういうふうな見込みで、すぐ収束するのかしないのか、そこら辺の見立てというのは今のところあるかどうか、伺いたいと思います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 期間につきましては、今回この議会で議決をいただけたら、実際に訴訟に入ってくということになりますので、そういった中で答弁書や口頭弁論、そういったことがありますので、はっきりした期間というのは明確には言えないというのが今の現

状でございます。

以上でございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ちょっと長期化するかもしれないし、どういう状況になるか分からないということで理解をいたしました。

本当に、こういったことはなるべく避けてほしいなと思っております。そこでですけども、今回初めのときに向こうの主張もあるだろうと思いますが、そのときに、もっと弁護士も入れたりして、その市と契約の状況の理解というのを、やっぱり当初しっかりやるべきではなかったかと思うわけです。

行政財産の使用許可における契約と、民間の賃貸契約、家主とか借主との契約条項、これ全く別問題だと思うわけであります。そういった違いを伺いたいと思います。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員に申し上げます。

今回は着手金でございますので、そちらの観点で質疑をお願いしたいと思います。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 裁判に入る着手金ということで理解いたしました。

ちょっと意見になりますけど、こういった初めの契約の内容、かなり市が権限持ってるんだよというふうなところで御理解いただきながら、相手方も含めて話をもっと第三者の弁護士も含めて理解を求めていくというふうなことをやれば、もしかしたらもっと早く滞納も解消されていった関係があったのかなとちょっと思ったものですから、そこら辺の契約条項も含めて初めの対応というのをさせていただければなと思っております。

今回この滞納の予算にはなるわけですけど、ほかにもこういった滞納のケースがあるのか、9月議会では温泉料の収入未済額で4,000万円以上滞納したところとかも質疑ありましたので、非常に、また今後こういったことが

起きたら私たちも困りますので、そういったケース等はないか伺いたいと思います。

○長田共永委員長 少し広げすぎだと思えますが、今後のケースも踏まえてということで理解します。簡潔に、もし分かれば、あるならある、なければそれで結構です。

長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 こういった事象は我々としてもしたくはないんですけども、ただ、今回もそうですけど、以前の件でもそうですけど、担当職員としてはこれまでも丁寧に理解を得るように進めてまいりました。

ですので、何でもかんでも裁判に訴えるというわけでは決してありません。ですので、やむにやまれぬところまで来て、なってしまえば、こういったやり方もやむを得ないというところで御理解いただきたいと思います。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁をお聞きしました。ちょっと一度関係がこじれてしまうと、やっぱり市の説明がなかなか届かないという環境に陥ることが多々あると思いますので、やはり、そこは第三者の弁護士入れたりだとか、そういう第三者も含めた説明も早期にやることで軟化していくというか、理解が深まっていくということもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひいろいろな工夫をしながら理解を求めていければと思っておりますが、そういうことで理解をいただけたらと思って、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、29ページです。

(1) 2,273万5千円の内容を伺う。

(2) 点目、解体後の利活用は決まっているのかということは、滝川委員の質疑で理解をいたしましたので、解体後のスケジュールが分かったら教えてください。

2点、お願いします。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 それでは、まず

2,273万5千円の内容について御説明いたします。元青年の家解体設計業務委託に872万7千円、元レストハウス解体設計業務委託に556万円、両施設のアスベスト調査業務委託に556万6千円、両施設の土地利用履歴調査業務委託に288万2千円となっております。

2点目の解体後の土地利用のスケジュールについてですけれども、今担当のレベルがありますが、来年度中に利活用の方向性を決定したいと思っております。具体的には今年度中に、今の跡地の利活用について民間力の活用も含めてサウンディング調査を実施したいと思っております。

そのサウンディング調査の結果、先ほども申し上げたように、計画に沿った提案を一度あるかどうかというのをサウンディングしますので、その結果によってまた再度、観光課等と協議しまして、市民の皆様のこととも考慮しながら計画を立てていきたいと思っております。

再度になりますが、来年度中には方向性を決めたいというふうなスケジュールで進めております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

解体費ということで理解をいたしますが、この隣にあるテニスコートは壊すとかそういったことはここに含まれてないということでよかったでしょうか。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 今回の設計の段階では、テニスコートの解体も設計費の中に含めております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。テニスコートもなくして更地にしていくと理解をしています。

あと、今後のスケジュールではあるんです

けど、先ほど滝川委員もおっしゃってましたけど、確かに民間の声とか活力ということで、力を貸してもらうという方向性もあるかとは思いますが、やはり市民の声を聞いたり、あとは市民が運営してくとか、そういう管理を主体としてあそこの利活用をしていくというような方向性も考えたほうがいいのではないかなと、ちょっと思っております。

やはり、桜淵公園というのは新城のシンボリックなまちづくりの中心的なものでありますし、象徴的な公園でもありますので、やはり市民が主体的にいいまちをつくっていく、ここからよくしていくというようなことも考えられるのではないかなと思いますので、民間会社ばかりではなく、そういった地元だとか市民主体型の運営というふうなことのアイデアというのも聞く必要もあるかなと思います。そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 以前、市民の方にワークショップ等で聞いた意見もございますが、そこから時間もたっておりますので、委員の言われた内容も含めて検討してまいります。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。よろしくお願いたします。

次に行きます。

2款1項8目車両管理費、車両管理事業、31ページになります。

1点目の340万7千円の内容を伺います。

2点目は、今泉委員の質疑を聞いて理解いたしましたので取り下げます。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 340万7千円の内容ですけれども、本年度予定をしております車検、それから、法定点検の費用、それら併せて行います各種部品の取替え、それから、日常の使用で生じております不具合箇所の修理費用

になります。

以上でございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと資料の中で、一般修理費162万円とあるんですが、こちらは日常的に壊れたときの修繕ということで、特に公用車の事故の修繕というのは含まれないという理解でいいのか伺います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 委員、お見込みのとおりでございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。では、増えた理由というのは、そういった一般修理費とか、あとは事故の修理、オイル交換とか、そういった修理費、日常のもろもろが当初の見積り、予算よりも増えてしまったということと理解をします。

やっぱり、そこの理由としては老朽化してるとか車両の何か不具合とか劣化とか、そういったものが要素、根本的な原因としてあると分析してるのか、そこら辺の増えた要因の考えを教えてください。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 主な原因ですけども、分かりやすいところで言いますと、例えばハイブリッド車です。12年たってるような車両もありますので、そうしますとやっぱりどうしてもバッテリーが、距離もたくさん乗るといようなことからバッテリーの交換、ハイブリッド車のバッテリーはそこそこ高いとか、あと経年劣化によりますラジエーターの周辺の装置、そこら辺が壊れたりというふうなエンジンに関する基幹系のようなところが故障しますとどうしても高くなってしまうという。

それは故障してから、どうしても修理をせざるを得ないというものになりますので、そういったことがちょこちょこ発生したということで、予算が足りなくなったということに

なります。

以上でございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、お願いします。

2款1項1目一般管理費、訴訟事務経費、29ページです。

費用の内訳と訴訟の内容は、浅尾委員の質疑で少し納得してますので、2問目から再質疑したいと思います。

確かに、裁判になると弁護士に委託するのは当然なことかと思うんですが、この内容についてはごく当たり前の、民間でいうと裁判に行くまでもないようなそういうところなんです。

公共の場合は、全てこの弁護士の委託になるような形でそれ以前の話合いというのは実際してると思うんですが、内容については民間レベルと比べると随分甘いんじゃないかと思うんですけど、その辺りはどういう見解でしょうか、伺います。

○長田共永委員長 山田委員、民間レベルと比べて甘いということが多分理解されていないと思うので、どういった点を指して言われるかということだと思いますが、もう一度お願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 行政の訴訟というのは、民間から見ると訴訟するまでもないようなものが結構あるもんですから、裁判まで行く前の状態でもっと話をするべきだと私は思います。

裁判を一度起こすと、ずるずる延びてしまって、もう大分たちますけど、温泉で指を落とした件もそうなんですけど、延びるばかりで費用が重なって解決に本当に向かっているかということと思うんですけど、この訴訟の費用については、契約上の金額の中のどこまでやれるかいうのをちょっと聞きたいんですけど、お願いします。

○長田共永委員長 これは、この裁判に係る着手金だという答弁がありました。再度疑義のある点について、山田委員、お願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 着手金は当然かかるんですけど、訴訟により金額が異なっているという点はないでしょうか、伺います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 確認させてください。

今、言われた訴訟の云々という、ちょっとそこは理解できなかったんですけども、もうちょっと理解できるように説明をお願いしたいと思います。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 僕が言いたいのは、何でも訴訟を起こすんですけど、訴訟自体がこれほどのものにそれほどかける必要があるのかと私は思うんですね。

ですから、全部丸投げでいいかというところというわけではないと思うんですね。訴訟に至る前の段階では努力というのはある程度されたんでしょうか。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 資料でもつけさせていただいておりますとおり、これまで担当課の職員におきましては、様々、相手方さんと折衝をして、丁寧に納付をお願いしたいというところをお願いをしてきたということで、それでも払っていただけない結果になったので、やむを得ず訴えの提起に出たということでございます。

以上でございます。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これは、担当は資産管理課だと思うんですけど、税金が払えない場合は、債務のほうになりますから、すぐ差押えをするんですね。だけど、今回は。

○長田共永委員長 山田委員に申し上げます。こちらは税金ではなく使用料でございますの

で、改めて委員長より申し上げます。一問一答により簡潔明瞭に各委員、そちらを理解していただいて質疑をお願いいたします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 使用料がもらえないと言いますが、やっぱりこれ税金を払う点から見れば同じ扱いになると思うんです、公共のね。だから、差押えとかそういうことについて、裁判の前にはそういうことを検討されてなかったんでしょうか、伺います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今回につきましては使用料でございます。使用料が未納のためにやむなく訴えを提起するというものでございます。

以上でございます。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次に行きます。

2 款 1 項 7 目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、29ページ。

委託料の内容を伺います。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 委託料の内容については、先ほど浅尾委員に答弁したとおりです。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 平成21年に、私が議員になった頃に一度聞いたことがあるんですけど、16年ですか、もう。かなりたって、やっと重い腰を上げるようになったと思うんですが。

先ほどの浅尾委員と滝川委員の質疑の中でも、あとの使い道やなんかも考えているとは言いましたが、パブリックコメントとか市民の意見ということを多分これからしてくると思うんですね。だけど、基本的には行政側がある程度そういう計画を立ててくれないと、また長いこと延ばされるんじゃないかと思うんですけど、今後使うことについては、まだこれからの計画段階になるんでしょうか、

伺います。

○長田共永委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 今後の跡地の利活用についてですが、これについても先ほど浅尾委員に答弁したとおりでございます。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が言いたいのは、この後、解体することは分かるんですが、解体した後のほうが大事だと思うんですね。

ですから、いつも市民意見を聞くと言いながら、実際なかなか聞いてもらえないような感じが多いもんですから、早くこの辺については検討していただきたいと思います。

では、次の質疑に入ります。

○長田共永委員長 山田委員、ないと思いますが。

改めて言いますが、こちらの件、来年度までに使用を確定すると答弁がありましたので、その点だけ委員長からお伝えしておきます。終わってください。

○長田共永委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時10分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 3款1項3目障害者福祉費、障害児通所給付事業、41ページです。

サービス利用者及びサービス量増加の要因について伺います。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 主な要因は、新たに市内に放課後等デイサービスを実施する事業所が1か所開設されたことによるものと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 新たになって1か所この物件のことでしょうか。差し障りなかったらお答えいただきたいと思いますが、新城中学校の信号のとこと、昔の保険の事務所のところも障がい児デイサービスやってる、2か所できたと思ったんですけど、その辺との兼ね合いもあるんでしょうか、伺います。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 放課後等デイサービスこの1か所というのは、委員申し上げられましたKURAという新城中学校の交差点のところのことを指しております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、石原モータースの向かいと言ったら分かるかな、昔の保険会社で一時期、英会話になってて、そこも確か障がい者デイサービスだったような気がしたんですけど、同じような時期に開所されましたけど、そこは特に申出がなかったのかそういうあれがなかったのか、それは対象外なのかよく分かりませんが、その辺はどういう扱いをされてるんでしょう。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 そちらのほうも、開設時期がちょっと分かっておりませんが、昨年度の初め頃だったかもしれませんが、そういったところも影響してると思います。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 1か所影響して増えたって、先ほど答弁あったけど、そっちも影響してるなら2か所、2か所の開設ということになるんだけど、1か所なの、2か所なの。そっちはできてるの知ってるけど、このサービスの増加には影響してない施設だという解釈でいいんですか。

○**長田共永委員長** 中尾福祉課長。

○**中尾昌達福祉課長** 1か所と理解しておりますが、そのもう1か所のところが自身がちよっと今いつできたかというところは把握できてないので、すみません。

○**長田共永委員長** 山本財政課長。

○**山本浩志財政課長** 福祉課からいただいた資料の中に、令和7年7月に、委員言われた保険屋さんの跡地のところに1件新設でできております。

福祉課長申し上げたのは、令和6年中にできておりますので、そうした当初予算に間に合わなかった部分ということで今回サービス量増えております。

以上です。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** そうすると、今後増える、また可能性も対象になっていく可能性もあるということで理解していいのかな。首を振ってましたのでいいです。

次、行きます。

3款3項3目母子福祉費、母子自立支援事業、47ページです。

高等職業訓練促進給付金増の要因についてお伺いします。

○**長田共永委員長** 加藤こども家庭センター長。

○**加藤久美子こども家庭センター長** 職業訓練促進給付金増の要因につきましては、新たに本給付金の申請があり、その審査を行った結果、支給対象であったため給付金の増額が必要となったものです。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 具体的に対象者というか、そういった方が増えたのか、その辺について詳細お願いします。

○**長田共永委員長** 加藤こども家庭センター長。

○**加藤久美子こども家庭センター長** 10月から美容師の資格を取りたいという申請がありまして、審査をしたところこの給付金の対象になるということです。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** そうすると、1人という形でよろしいですか。

○**長田共永委員長** 加藤こども家庭センター長。

○**加藤久美子こども家庭センター長** 今回、年度途中で増えたのはお一人ですが、今年度の初めから受けられてる方もお一人見えます。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 分かりました。

では、次行きます。

3款3項13目児童福祉施設整備費、千郷地区新設園建設事業、51ページです。

土地評価業務委託先の選定方法についてお伺いします。

○**長田共永委員長** 中山こども未来課長。

○**中山恭成こども未来課長** 土地の評価業務委託の業者選定方法につきましては、指名競争入札で実施していく予定でございます。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 指名競争入札、不動産鑑定士になるのかなと思ってんですけど、不動産鑑定士というとなかなか指名競争入札にそぐわない業種だと私は思っていましたけど、指名競争入札、過去にもやりましたっけ。

いろんな形で新都市、過去、物件購入に当たって不動産鑑定してますけども、全て指名競争入札でしたか、その辺だけ確認します。

○**長田共永委員長** 中山こども未来課長。

○**中山恭成こども未来課長** 全てかどうかはちょっと分かりませんが、過去に実施したケ

ースはございます。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 不動産鑑定士ということですが、市内には確かなかったような気がするんで、市外で、豊川、豊橋となると思いますが。過去もそうだったと思うんですけど。

これ以上言うと余分なことになるかもしれない。鑑定に当たって、地元地域、新城の土地の参考価格をやるならいいけど、何か以前も新城の評価に当たって豊川だ、市外の土地の評価を参考にしたような業者がいたような気がしたんですけど、その辺しっかりチェックしていただくことと、過去の実績等も含めて、その辺どれだけの業者が指名に出されてるか分かりませんが、指名の業者の選定に当たっては、その辺も十分配慮した経験豊かな、間違いのない業者を選定していただきたいと思いたいですけど。

具体的に、現在、どの程度の指名業者がかって、何社を指名する予定でいますか。最後に確認します。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 指名業者につきましては、委員言われるように新城市にはやっぱり不動産鑑定士おられません。ですので、豊川市また豊橋市ぐらいになるかと思いたいます。数社いることは分かっていますが、ちょっとそこら辺は今後、契約担当と調整をして決めていきたいと思いたいます。

あとしっかり公正性を持ったような業者選定していきたいと思いたいます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 では、3款1項3目障害者福祉費、介護給付事業、41ページです。

障がい福祉サービス利用者の増加とありますが、増えた理由をお伺いします。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 障がい福祉サービス利用者の増加理由についてですが、市内に定員20名のグループホームが新たに1か所開設されたことが影響していると考えております。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

では、次に参ります。

同じく3款1項3目障害者福祉費、自立支援医療給付費、41ページです。

自立支援医療受給者の増とありますが、増えた理由をお伺いします。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 自立支援医療制度内の1つのカテゴリーであります更生医療は、障がいのある方が日常生活を円滑に送るために必要な医療を経済的に支援する制度です。

今回、医療費総額が400万円に達すると見込まれる高額な治療申請等が提出されたことによるものです。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

では、3款1項3目障害者福祉費、障害児通所給付事業、41ページですが、ただいまの滝川委員との御答弁で理解いたしましたので、こちらは取り下げさせていただきます。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款3項6目保育所費、保育所管理事業について、49ページ。

各保育所の消防設備及び空調室内機の修繕内容についてお尋ねをいたします。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 消防設備の修繕内容でありますが、年2回実施しております消防設備保守点検で指摘があった項目を是正するものでございます。

具体的には、新城こども園においては自動

火災報知設備のバッテリーと煙感知器の取替え、千郷東こども園と千郷西こども園では誘導灯設備の取替え、東郷中こども園では誘導灯設備と自動火災報知設備の取替え、長篠こども園では熱感知器の取替えとなっております。

続きまして、空調室内機の修繕内容でございますが、こちらも保守点検の結果、経年劣化によるほこりや汚れの蓄積が機器能力の低下や故障につながるおそれがあるという指摘の下、園生活に支障を来さないよう予防修繕を実施するものでございます。

修繕を実施する施設としましては、千郷東こども園、千郷西こども園、東郷西こども園、八名こども園、大野こども園となります。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 資料を提出していただいたもんですからよく分かりましたけれども、年に2回の定期点検ということ、今、お聞きしました。やはり、定期点検していかないとなかなか見いだせないところもあるのかなと思います。

あともう1点、自動火災報知設備については消防署直結になってるのかなとも、勝手に私は思ってるんですけども、今まで不具合によって消防の出動があった経緯というのはあるのでしょうか、お伺いします。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 これは消防直結にはなってございませんが、特に今まで不具合で何か不調を来したようなことはございません。その都度、修繕をしております。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 すみません。私ちょっと勘違いしておりました。

今後も各保育所全て点検はされておると思いますので、定期的な不具合状況をしっかりとチェックしていただいてお願いしたいと思います。

それから、エアコンの関係ですけど空調設備、室外機、これも保守点検によって5か所点検するよという形になって、今回、予算がのっておりますけれども、これもよく見ますと、やはり全ての保育園、やはり同時にやっていかないと意味がないんじゃないかなと思います。特に、子どもさんたちがいるお部屋の中でもありますので、いろんなものが、感染症も含めていろんな不具合が出る場合もありますし、これは絶対に定期的な点検が必要かなと思います。ほかの保育園については、今回の予算を含めてどのような準備されているか確認します。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 ほかのこども園につきましても、やっぱりほこりや汚れ等ございますが、その中でも精査をさせていただいて、特に汚れがひどいところを順次こういった補正予算で上げさせていただいておりますので、今後もその蓄積具合、点検等によって非常に汚れておるという状況であれば、また補正で順次お願いをさせていただきたいと思っております。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 こういう室外機を洗浄される業者さんから、いろいろ私も過去に聞いたことあるんですけども、やはり最低限、年に1回やるべきではないかなと。一般家庭の場合は、各自でいろいろと努力されてる場合もあると思いますが、特に子どもさんを抱えるこういう施設でありますので、安全対策という面も踏まえて、常態化して、きちんと1年間に1回やっていくという方向性を出したほうがいいのかないかなとも思いましたので、ちょっと付け加えていただけたらいかがでしょうか。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 ありがとうございます。今後そのような計画を立ててしっかりと見ていこうと思いますので、お願いします。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

4 番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をします。

3 款 3 項 6 目保育所費、保育所管理事業になります。47ページです。

2,450万3千円の内容を伺います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 まず、人事院勧告による会計年度任用職員の人件費の増額で1,979万5千円を計上しております。

このほか、子どもたちの安全確保と環境整備のための施設修繕としまして470万8千円を計上しております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。この施設の修繕の470万円というところに、先ほど丸山委員のやり取りとか消防の関係もあるということを理解しました。

その中で、今ちょっと言われていませんが、城北こども園の舗装費も入っているかと思えます。こちらは資料請求させてもらって見ますと、陥没した箇所があるところの修繕であらうかと思うんですが、この状況を伺いたいと思います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 ここは舗装がしてあって、職員が止める駐車場になっておるところなんです、そこが1メートル四方ぐらいで少し穴が空いておる状況でございます。特に、配管等がたくさん詰まっておるところの中の土砂がちょっと沈んだというような状況でございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。職員駐車場の辺りということで、陥没箇所ということなんです、1メートルぐらいの大きさということでもあります。

この城北の保育所を調べると、比較的新しい建物であり、2017年3月に建てられたものと理解しておりますが、そういう中でこういった陥没ができるような状況というのはどうなのかなと。もっと強固にというか、そんなに修繕だとか、不具合が起きるのではないような建物ではないかなと、この劣化率とか、そういったことを踏まえてですね。

ですから、こういった陥没というと結構大きな工事というか修繕になるのかなと思うんですが、そういった比較的新しい保育所に起きるものなのか、そこら辺原因とかそういったことは分析しているでしょうか、伺います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 我々もちよっと早いなと思って分析をしました。

中を見たところ、水みちみたいなものはなかったです。何かいろいろ臆測するんですが、先ほど言いました電気等の配管がそこは結構集中しておるところなんです。

ひょっとすると、その影響で転圧がうまくかけられなかったのかなというようなことを考えております。長年にわたって、車がそこに出入りするもんですから、それでだんだん沈んでいった。

今、そこを応急的に土砂で埋めてございます。数週間、今、様子見てますが、それ以上やっぱ沈んでないもんですから、ひょっとしたらそこら辺が原因なのかなという分析はしております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。思ったよりも早いだろうという認識もあったということで、対応をしていただいたということであり、評価できると思います。

ただ、配管が悪さをしてるのではないかというところでもあるんですが、やっぱり今後そういった土砂で埋める、転圧で対応していくということをやりながら、やはり駐車場と

ということです、車の止め方も運用の仕方では対応の仕方があるだろうと思うんですが、そういったところも駐車場の止め方も含めて、陥没しないような止め方を検討していただきたいと思うんですが、認識を伺います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 それを、工事の施工と、どういうふうに止めていくかというのを併せて検討していくつもりでございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そこも含めてよろしく願いします。

では、次の質疑に入りたいと思います。

3款3項13目児童福祉施設整備費、千郷地区新設園建設事業、51ページになります。

198万円の内容と進捗状況を伺います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 内容につきましては、千郷地区新設園の建設用地の取得に向けた土地評価業務委託になります。

また、進捗状況でございますが、現在、用地測量を実施しております。建設予定地の境界確定を進めると同時に、基本計画及び基本設計業務も実施しております。

今後も、保護者はじめ地域の方々との協議の場を設けながら丁寧に進めていきたいと思っております。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。用地測量、境界の確定をして実施設計に入っていくということで理解いたしました。

こちらは、今後そういったスケジュールでやっていくということであるんですが、資料請求を見させてもらって、令和12年度に開園するよというスケジュール感でいいのか伺います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 これはこども園の再編整備計画のときからですが、令和12年度開園というのを目指してやっております。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。令和12年度の開園を目指してやっていくということになります。

そうしたスケジュールの中で、逆算でちょっと考えますと、その中で千郷西こども園と千郷中こども園の園児の方々が、結局、令和12年度に開園といたら一斉にそこに通い始めるというイメージ、スケジュール感でいいのか伺いたいと思います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 イメージはそうでございますが、ただ千郷中こども園につきましては、令和8年度までということですので、令和9年度には恐らく千郷西こども園ないしは千郷東こども園に分散で移動するかと思いますが、その後、千郷西こども園がこちらに移転してくるような形を考えております。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。千郷中こども園の子はそういった形で引っ越してくるということで理解いたしました。

あと、そのところでちょっと危惧するところなんです、では令和12年度のそういった形で開園になると、やっぱり地理的に全く新しい場所になって、千郷西こども園から来る子と、千郷東こども園から来る子ということで入っていくわけですので、そこら辺かなり交通量が多いもんですから、渋滞だとかそういったことに困らないよう安全面に非常に配慮した計画も含めて考えていただきたいと思います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この件につきましては、地域の方々からも結構そういうお声をいただいております。あそこはちょっと右カーブになるところでもございますので、その安全対策も含めて、今後しっかり検討していきたいと思っております。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終

まりました。

5番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 3款3項13目児童福祉施設整備費、千郷地区新設園建設事業、51ページ。

土地の評価業務委託費の内容については、浅尾委員の質疑で理解できたんですが、滝川委員のときもそうだったんですが、委託業務を出すのは一番近い新城市内ではなく、豊橋とか豊川になるんじゃないかということなんですけど、鈴木養鶏のときもそうだったんですけど、評価価格が大分ずれていたりしたことがあったんですよね。ですから、今回はそういうことがないようにお願いしたいんですけど。

この場所についての、豊橋は鑑定評価の場合は2社というのがあるんですが、買う場合は安い、売る場合は高いというのがあるんですけど、新城市は1社の業務委託の予定をしているんでしょうか、伺います。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 1社で予定しております。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、豊橋市の業者が大体選定される可能性が、土地評価についてはほとんど入札でも同じになる可能性が高いものですから、豊橋市を選ばれる可能性があると思うんですけど、地域性等については行政側からの意見というのは全く取り入れられずに全て委託するわけでしょうか。

○長田共永委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 先ほど言いましたように、不動産鑑定士が新城市にはおられないものですから、そうすると豊川ないし豊橋に広がると思います。その中から、入札でございまして価格でもって競争して、安いところに落とすというものでございます。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 以前、千郷中こども園で随分苦労したとは思いますが、今回について

はかなり順調だという報告も受けておりますので、今後、地域の皆さんの理解ももう既に得られてると思いますが、順調にこのままいけば、価格的には、以前と比べると、物価高ではあるんですが、地域の方が納得していただければ、評価については以前より予算的なものは低くできるんじゃないかと思いますが、調整区域で豊川用水とかありますけど、その辺についての地域の話はもう既に評価の前には済んでおりますでしょうか。

○長田共永委員長 山田委員、こちらは土地評価に関する入札で決めるというところでございますので、再度、再質疑ある場合は改めてしていただければ結構ですが。

○山田辰也委員 それでは大丈夫です。

○長田共永委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、花島志保委員。

○花島志保委員 3款3項3目母子福祉費、母子自立支援事業、47ページです。

(1)の高等職業訓練促進給付金の中身については、滝川委員の質疑の中で理解できましたので取り下げます。

(2)給付金制度を対象者にどのように知らせているのか、教えてください。

○長田共永委員長 加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長 給付金制度の周知につきましては、市のホームページや新城市子育てガイドブックへの掲載を通じてお知らせしております。

○長田共永委員長 花島志保委員。

○花島志保委員 私の個人的な話になるんですが、シングルで子どもを育てていたときに、私の息子が調理師になるために学校に行ったんですが、こういう制度があると知らなかったもので、給付金を申請することができませんでした。

ホームページとか広報とかでお知らせしてくださいって、私もそれを探さなくて見逃し

てしまったこちらの落ち度もありますが、例えば、離婚しました、手続きに市役所に行きますというときに、対象の年齢の子がいるお母さんには、こういう制度がありますよというのを窓口で教えてもらうようなことはできませんでしょうか。

○長田共永委員長 加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長 この給付の内容につきましては、今、委員おっしゃった20歳未満のお子さんがみえて、その修業を終えるまで、20歳未満であることと、あと児童扶養手当の支給を受けているか、その同等の所得水準にある方ですとか、ちょっと要件とかもありますので、こちらから積極的にというのがなかなか難しいところもあるのかなと考えております。

○長田共永委員長 花畠志保委員。

○花畠志保委員 事情も分かりますが、シングルで頑張っていると本当にお金が結構厳しくて、その中で頑張っているんで、こういうお知らせをなるべく機会を多くしていただけたらなという、ちょっと希望になりますが思いました。ありがとうございました。

では、次に移ります。

3款3項5目母子家庭等医療費、母子家庭等医療費助成事業、47ページ。

この医療費が441万1千円の増額となっていますが、この理由と、当初予算は適正な額だったのかということをお聞きします。

○長田共永委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 医療費増額の理由ですけれども、主な要因は入院による支給額の増加だと考えております。

また、昨年の12月から今年3月にかけての診療に対する給付額が増加しており、背景には、季節性のインフルエンザや新型コロナウイルス等感染症の流行も影響しているものと考えております。

当初予算の額についてですけれども、こちら

は過去の実績を基に受給者数や給付金額の増減を見込み積算したものであり、金額としては妥当な範囲で積算したものだと考えております。

○長田共永委員長 花畠志保委員。

○花畠志保委員 ありがとうございます。何か自分にとってはこの400万円を超える金額がすごく大きくてびっくりしてしまったので伺いましたが、お話を聞いて理解しました。

では、次に移ります。

3款3項9目地域子育て支援センター費の人件費、51ページ。

減額になっていますが、この理由を教えてください。

○長田共永委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 減額の理由についてですけれども、令和6年度に地域子育て支援センターには再任用職員を1名配置しておりましたので、令和7年度予算にも1名計上しておりましたが、本年4月の人事異動によりまして子育て支援センターには会計年度任用職員を配置したことによるものでございます。

この会計年度任用職員の予算につきましては、こども未来課所管の事業費予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○長田共永委員長 花畠志保委員。

○花畠志保委員 ちょっとよく理解してないので質疑させてください。

再任用の職員と会計年度任用職員のお給料に差があるということですか。

○長田共永委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 まず、再任用職員というのは、給料の予算の科目が給料ですとか、あと手当という形で予算の計上のルールとしまして人件費予算というところに計上させていただいております。

一方、会計年度任用職員は、報酬という形で予算計上させていただきますので、これはルールで各所管の事業費予算に計上するとい

う形を取っております。

○長田共永委員長 花島志保委員。

○花島志保委員 理解しました。ありがとうございました。

子どもは宝、子どもは希望なので、子どものことにお金が使われることが減ってしまったことにちょっと残念だなと思いましたが、そういう事情なら理解できました。

○長田共永委員長 花島志保委員に申し上げます。気持ちは分かりますが、質疑ですので自身の意見で止めないようにしてください。今後気をつけていただければ幸いです。

花島志保委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 4款2項2目廃棄物収集処理費、廃棄物収集運搬事業、61ページです。

バックモニター取り付けの方法と死角はできないのか伺います。

○長田共永委員長 松下生活環境課長。

○松下領治生活環境課長 バックモニターの取り付け方法につきましては、運転席ダッシュボードにバックモニターを、車両後部にバックカメラをビス等で設置し、シャーシ等に沿わせたケーブルでつないでいきます。電源は、バックギアに入れたときに電源が入るようバックランプ等から取り出しをします。

死角につきましては、じんかい車、いわゆるパッカー車ですけれども、その場合は、バックカメラをごみ投入口の上部に設置するため、車両の一部を含め広く映し出されます。一方、テールゲートリフター付の車両やダンブ付車両の場合は、荷台への積み込み作業時における損傷を避けるため、荷台の下にあるナンバープレート付近への設置となります。カ

メラの位置よりも荷台が若干後ろに出ることになりますので、荷台の後ろ端から上のほうが死角になると考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いただいた資料で何かよく分からんような、分かるようなあれですけども。この赤い線がそのケーブルなのかと思うんですけど、ちょっと後付け、外付けで心配な部分もありますし、特にカメラの位置によっては、こんなとこへ付けてこれですぐ映らなくなるのではないかと心配な部分もありますけども、しっかり適切な管理として、付けたけど役に立たないなんていうことのないようにしてほしいということと、すべきだということ、その辺のことは当然だと思いますが。

そもそも1人ではなくて複数人が乗ってれば、バックするときは降りてちゃんと確認するという基本的なことをまずしっかりやることを徹底させていただかないと、カメラ付けたので1人でいいやなんてことにならないと思いますけど、その辺のやっぱり再認識と、生活環境課だけではなくていろんなところでバックして事故ってますけども、そういったバック時の事故は庁内で多発してるということ。を他の課もやっぱり共有しないと、それではバックモニター付けたらいいんじゃないということまで全職員に共有すること、これはちょっと質疑から外れますけども。

その辺も含めて、やっぱり基本である後方確認は複数で行うということ、以前みたいに確認しておってもぶつかったという笑い話のような話もありますけど、再度その辺を徹底していただくことをお願いするんですが、その辺の職員に対する注意喚起について再度伺います。

○長田共永委員長 松下生活環境課長。

○松下領治生活環境課長 生活環境課では、9月議会で御報告をさせていただきました5月に発生した車両事故につきまして、それが

発生した後、やはり後方誘導のことを徹底しようということで訓練を今も行っておるところです。

それと、非常に大きな車両ですので、死角部分もあるということで、ホイッスルを携帯しまして、そのホイッスルの訓練も朝礼のときに行うようにしております。

それと、今回バックモニターを付けるということに至った経過、動機なんですけれども、やはり、研修会を開いたりだとか、実際に運転者の方とお話をしている中で、要求資料にもつけました車両ですと、全く後ろが見えないというところで、運転者としてはすごく不安なところがあるということがありました。よその委託車両だとか、許可業者車両にはバックモニターが付いているから、うちも付くといいななんていう声も上がってはおりましたので、また9月議会での御議論も含めまして今回要求をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その辺、徹底していただきたいと思います。

逆に心配なのは、運転手がバックモニターに集中してバックミラーを見ないというおそれも出て、今までだったらバックするときはバックミラーを見て、当然、人がおれば人も見て、あるいはミラーを見て自分で左右確認、サイド側を確認できるんですけど、バックモニターはサイド側確認できないと思いますので、再度その辺のところを徹底していただくことと、生活環境課はこれで全ての車両にバックモニターが、全てと言っていいのかどうか分かんんですけど、車両に付いたのかなと思うんですけど、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○長田共永委員長 松下生活環境課長。

○松下領治生活環境課長 今回6台に設置することを予定しております。

実際、課で所有している車両、ごみ収集車両8台ありますけれども、1台は来年度、廃車をする予定です。それと、もう1台更新を予定しておりますので、そちらの更新車両につきましては、バックモニターは設置が義務化されておるところで標準装備になっておりますので、その部分については含んではいないという状況です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 次、行きます。

4款2項3目クリーンセンター費、新城北設ごみ処理広域化施設整備事業の65ページです。

クリーンセンター建設時の測量データの有無と用地測量の範囲をお伺いします。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 クリーンセンター建設時の測量データにつきましては、平成8年度に新城広域事務組合が施行したごみ処理施設建設時に係る用地測量及び物件調査業務委託の成果品がございます。

用地測量の範囲につきましては、広域化施設の整備用地である新城市クリーンセンター及び新城市資源集積センターの用地全体を予定しております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 クリーンセンターのときの測量データがあるということはそれが生かされるはずですが、いただいた整備用地の範囲図見ますと、クリーンセンターは当然ですけど、後の集積センターのほうも測量して、これ当初からこの全体が今、赤線で囲った範囲が、当初クリーンセンター建設するときのもう測量範囲だったんですか。

それとも、用地等が追加になってるのか、集積センターを建てたときもそっち側もまた追加で測量してるのか。その辺の兼ね合いと今回の測量を再度する、ダブる部分はないのかということを確認します。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 建設当時も当初からこの測量範囲となります。今回、その追加はございません。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 説明欄に、用地測量業務委託と書いてあったんですけど、データがあるのにまた測量するということですか。ちょっと意味が分からなかったんですけど、何でデータあるのにまたやるの。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 大きな理由としては測量精度がございます。造成施設建設等を経て、また県道の拡幅等もあったことから、当時と状況も変わっていることもございますし、施設としては今後、新設にしても改修にしても数十年使用していく見込みでございますので、過去のデータも参考にしながら、復元測量という形で用地を確定させていきたいと思っております。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 また、全体やるのかよく分からんですけど、今言った敷地の形状が変わったり、道路拡張が変わったり、造成等によって固定資産も多少いじってるのかもしれませんが、そういうとこだけやれば、全体の川に沿ったほうだとか、そういうところは当初から変わってないはずですので、当然そういったところはやる必要はなくて、変わったとこだけやって補正すれば、前回のデータが生かされ、どれだけの金額になるのか分かりませんが、全体測量の金額と、そういった修正部分だけの測量とで、測量レベルが違うと思いますし、範囲が狭まる。もっとローコストにできるはずですけど、そういったことを考慮された測量金額、測量になってるんでしょうか。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 今回、改めてや

っぱり測量精度がかなり変わってきておることなので、改めて全体を測量して、確実に用地を確定させて、他人の土地に工作物をつくったり、掘ったりだとかそういったことがないように確実にやっていきたいということで予算を計上しております。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 測量精度がって、それでは前回の測量の精度が悪かったのということになってしまいますよ。答弁、気をつけんと、前回の測量、それでは精度が低かったですって、前回どういう測量しとったのとなってしまう。

だから、そういう言い方ではなくて、もうちょっとちゃんとして答えてくれんと何回も聞かなあかんからあれだけど、精度が変わるとって、変わるような測量をされてしまったのかということ、それを許したのか、時代とともにそれは測量機器が進歩して精度が上がったとか、GPSが進化して精度が上がるように測量機器の精度が上がった。そういう理由なら分かるけど、それでも1メートル、2メートルも違うような測量やるわけがないんですから、必要な事業ではあるし、境界は既に確定してるはずですので、それを再度多額のお金をかけて測量し直すということがちょっと腑に落ちないんですけど、その辺を十分に検討されたのか、前回の測量との比較をやり終えて、比較したらずれておったのか、一緒だったねなんてやったら、何やとったのという話になりますけども、そういうこともちゃんと庁内で検討したんですか、確認します。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 前回の精度について、確実なものかということまでは確認はしていません。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そう言われてしまうとどう

しようもないんだけど。

測量というのはそんなにやる人や時代によって変わるものではないですよ、基本。逆に変わったら困るんですよ、当然だと思いますけど。それを含めて、また全体をやり直すという考え方が無駄な費用にならないのかということをお前は確認したいんですけど、どういう答弁が返ってくれば納得できるか分かりませんが、もう1回確認して終わりにしますけど。

前回の測量のさらに上書きをする理由を教えてください。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 繰り返しになりますけれども、やっぱり精度が、前回のものを完全に疑っておるわけではないんですけども、やっぱり誤差としてメートル単位は確かにずれてこないかもしれませんが、センチ単位、ミリ単位ということでずれは生じてくると思いますので、そこら辺は確実に確定させたいと思っています。

以上です。

○長田共永委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 ちょっと私、情報持っているんで補足させていただきますが、今、測量精度の話が出ましたが、今、法務局等で登記すると世界測地系というのを使います。この当時は、世界測地系ではありませんでしたので、それに置き換えたいというのが一番です。

今後、分筆とか出てきますと、世界測地系でやってないと法務局が通りませんので、前回の成果を基にまずくいを復元します。そこで、もう一回、境界確認して、今度、世界測地系の基準点から取った測量データを市としてほしいものですから、今回、全く前回の資料を使わないわけではなくて、使って、今度、世界測地系で座標データを市のデータとして今後の建設に使っていきたいということです。御理解いただきたいと思います。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従って質疑を行います。

4款2項2目廃棄物収集処理費、廃棄物収集運搬事業、61ページです。

バックモニターの購入とあるが内容を伺うということですが、先ほどの滝川委員の質疑を聞いてこちらは分かりましたので、2問目から再質疑をさせていただきたいと思います。

本当にバックモニターを今回、付けてくれるということで、ほっとしています。本当によかったなと思っています。私も9月議会で事故があったときに、やはり、特に今回の事故というのは大型車だと、トラックに似たような大きい車ですから、非常にその事故をすれば大きな損害、双方にあるということで、かなり特に大きい車は慎重にしてほしいし、バックモニターがないなんていうのはあり得ないと、しっかりつけてほしいと言っておいたという経験があります。そういう中で、今回付けるということも含めて聞いたので、本当にほっとしております。

そういった質疑の後に、実は大型トラック運転手の方からメールが私に届きまして、大型のトラックを運転してる時にバックモニター今、必須ですと、浅尾さんと。何で新城はこんなことが分からないのかと、大きい車を動かせば動かすほど裏が見えないのは本当に怖いんですと。死角もちろんありますし、事故が起きるのはまたさらに時間の問題だというふうなこともメールでいただきまして、こういった現場の声も聞きますと、やはり大きい車両はバックモニターをつけるというのが今はもう主流だなというふうなことで、今回よかったと思っております。

もちろん誘導員もつけながら、配慮はしていただく運用は必要かとは思いますが、そう

いう観点からちょっとお聞きしたいと思いますが。

今回、取り付けをするということのメリットとか、期待される効果というのは、今どのように考えているのか認識を伺いたいと思います。

○長田共永委員長 松下生活環境課長。

○松下領治生活環境課長 メリットということなんですが、やはり、先ほどもちょっと、滝川委員の御答弁の中でもお話ししましたけれども、運転者としては全く見えない状況の中で、誘導員はいるにしても、自分の目で確認ができないというところが、やはり精神的にも一番のメリットかなとは思っております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当にそのとおりだと思います。やっぱり全く見えない状況で、これまで運転された方は本当に不安でしろし、本当によくやっていたんではないかなと、逆に思っている次第であります。

やはり、そういったことで、全く見えないところから、今よりかは見えるようになるということで、事故がなくなることを期待したいと思います。

資料を見ますと、1点ちょっと分からないところを教えてくださいんですが、このテールゲートリフターありというトラックが3台あるということで、このテールゲートというのはどういうものなのか伺いたいと思います。

○長田共永委員長 松下生活環境課長。

○松下領治生活環境課長 提出させていただきました要求資料の8ページにあります、例えば41号車、64号車が該当しますが、荷台の後方のところにあおりがありますけれども、それを下ろして、これが地面のところまで自動的に降りていきます。重いガラス瓶だとかをそこに積み込んでエレベーターのようにぐっと荷台の高さまで上げていくという

のがテールゲートリフターというものでございます。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、分かりました。理解いたしました。そういうふうな荷台の、引っ越し屋さんとかでもよくあるかと思いますが、上げ下げのゲートがあるということで理解いたしました。

そういう中で、資料にもありましたが、このバックモニターを付ける位置とか、そういったところもどこにつけるのかというところで示していただいたんだということで理解をいたしましたが、こういう形は結構、簡易的に赤線でリード線の動きを示していただんですけど、このカメラの取り付けというのは誰がやる認識でいいのか伺いたいと思います。

○長田共永委員長 松下生活環境課長。

○松下領治生活環境課長 購入業者で設置をしていただく予定です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そしたら、配線とか外にむき出しではなく、雨風も別にちゃんとしのげたりしっかりした設置だと理解をいたしました。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 4款2項2目廃棄物収集処理費、廃棄物収集運搬事業、61ページ。

バックモニターの機能については、浅尾委員の質疑で納得しましたので、次に行きます。

4款2項3目クリーンセンター費、新城北設ごみ処理広域化施設整備事業、63ページ。

委託料の内容について伺います。

○長田共永委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 委託料の内容につきましては、用地測量業務及び土地利用履歴等調査業務並びにアスベスト調査を予定し

ております。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、花畠志保委員。

○花畠志保委員 4款1項1目保健総務費、保健衛生一般事務経費、55ページ。

(1)の増額の内訳は資料が出ていたので、それを見て理解したので取り下げます。

(2)の需要見込みというのも先ほどの質疑の中で、前年度の実績などから算出しているということだったので理解しました。

(2)の後半、がん患者へ補助金制度をどのように知らせているのか教えてください。

○長田共永委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 下半期の需要としましては16件を見込んでおりまして、市民への周知方法ですが、市のホームページや広報で周知しています。また、市民病院をはじめ近隣の総合病院へも事業周知を行っています。

それらに加え、ウィッグですとか、補正具を取り扱う事業者からの周知がなされております。

○長田共永委員長 花畠志保委員。

○花畠志保委員 特に、女性にとって髪だとか乳房だとか、見た目の部分でそういうものにお金が出るなら使いたいなということは多いと思うので、十分に知らせていただいてなるべくたくさんの人が使えるようにしていただきたいなと思いました。

以上です。

○長田共永委員長 花畠志保委員、まだ4款あると思いますが、続けてお願いいたします。

○花畠志保委員 次にいきます。

4款1項4目母子保健費、未熟児養育医療給付事業、55ページ。

増加見込みの内訳を教えてください。

○長田共永委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 増加見込みの内訳ですけれども、こちらは未熟児養育医療を受け

るお子さんの保護者に対する給付費の増額分が106万3千円と、前年度給付額の確定に伴い、令和6年度中に受けた国、県負担金の精算金58万5千円となります。

以上です。

○長田共永委員長 花畠志保委員。

○花畠志保委員 未熟児の子が増えたということですか。

○長田共永委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 今回の補正につきましては、10月の段階で子ども家庭センターに妊婦さんの相談があった中から対象となりそうな方が3名ほど確認できましたので増額したことになります。

実際に、その方が対象になるかはまだ不明でございます。

以上です。

○長田共永委員長 花畠志保委員。

○花畠志保委員 対象となりそうなののはまだ生まれてない、おなかにいる段階で、未熟児の可能性が高いなと判断されたということですか。

○長田共永委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○長田共永委員長 花畠志保委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認め、歳出4款衛生費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時15分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員

会を開きます。

~~~~~  
歳出 6 款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 6 款 1 項 3 目農業振興費、有害鳥獣対策事業、71 ページです。

捕獲頭数と種別、緊急銃猟時補償費用保険の内容についてお伺いします。

○**長田共永委員長** 松山農業課長。

○**松山元晃農業課長** 捕獲頭数は全 10 種になりますが、合計で 3,420 頭を見込んでおります。そこから、実績等を勘案しまして、種別により多少増減がございますが、全体で 4,402 頭の頭数を見込んでございます。

主な獣種としましては、イノシシの成獣が当初 910 頭から 953 頭へ 43 頭の増、シカの成獣が当初 1,470 頭から 2,120 頭ということで 650 頭の増、サルの成獣が当初 190 頭から 490 頭、300 頭の増を見込んでございます。

保険の内容につきましては、緊急銃猟実施時に発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失や道路の毀損、また、緊急銃猟時に障害となる建物等を除去することによって発生し得る損失などが保険対象となります。

補償限度額は 1 事故当たり 3,000 万円で免責金額は 1 万円となっております。

また、掛金につきましては年間を目撃件数に応じまして、月額 3 万円から 10 万円の範囲で設定されております。

以上です。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 頭数と種別については、資料いただきましたので細かく数字が載ってるので分かりました。

あと、緊急銃猟時の保険内容ということでですけども、まず新城市が緊急銃猟に対応できるだけの能力というか、仕組みというか、ハンターと、ハンターでもライフルの人、散弾銃の人、いろいろいますけども、その辺はし

っかりその猟友会との調整とか、責任のあれだとかそういうことはちゃんと保険だけの問題ではなくて、打合せをしっかりとされているんでしょうか、お伺いします。

○**長田共永委員長** 松山農業課長。

○**松山元晃農業課長** 緊急銃猟がこの 9 月からということで、今、猟友会、それから、警察、消防署、市も当然入りまして、ハンターを含めて整備できるようにマニュアルづくりからやってます。そのマニュアルも早々にできるような形で進めてはおります。

以上です。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 東北地方みたいにそんな市街地まで出てくることはまずないと思ってますけども、あるかもしれません。そんなときに、対応していただけるハンターというのはめどがどこまでついてるのか、何人ぐらい新城でそういったことの声をかけても可能な所持者というんですかね、対応していただけるハンターはどの程度いるんでしょうか。

○**長田共永委員長** 松山農業課長。

○**松山元晃農業課長** 今現在、猟友会員が 190 名おります。その中で、ライフル銃の免許を持っておる方が 6 名います。6 名全てが対応できるかといったら、そう技術的なものもあったりはするんですけど全て対応できませんので、その中から今現在 2 名を予定して、声をかけておるような状況になってます。

以上です。

○**長田共永委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 6 名ということで、本当に銃を持ってる、特にライフル銃は規制が厳しくて、なかなか所持できないんですけど、先日も私の知り合い、若い方ですけど、ライフルの所持ができたということ、やっぱり高齢化してしまっていて若い人に渡していかないと本当にいなくなって絶滅してしまうということで、警察のほうも何とか許可していただいたようですけども、その中の 2 名、恐らくベ

テランの方だと思います。対応していただけるということで、何とか体制は整うのかなとは思っています。

それから、先ほど保険の内容は、建物、乗り物とか、撤去だとかそういったことだけだったんですけど、それ以外、要するに、人だとかそういうものに跳弾して当たってしまったケース、要するに人身の場合のことが今おっしゃられなかったんですけど、それは、この緊急銃猟の保険とはもう対象外なのか、ハンター保険のほうで当然そういった銃を持って行かれる方は入ってると思うんですが、一般的な銃猟での事故と、この緊急銃猟の事故では違うと思うし、その保険の適用になるかならないかとか免責だとか、いろんなことが変わってくると思うんですけど、先ほどの保険の範囲だと人に対しては言葉がなかったんですけど、その辺はどうなってるんでしょうか、お伺いします。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 この制度自体で、人身被害については明確になってません。それで、緊急銃猟を実施するときに安全性を全て確保した上で銃猟を行うよということになってまして、各地でもハンターさんの責任とか、市のほう、基本的には市の責任という形にはなるんですが、そこで人身事故が発生した場合には一応、国家賠償法で対応するようにはなっていますが、保険が適用されるかどうかは今ちょっとグレーな部分があります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先日、クマがイノシシ・シカ用のくくりわなにかかって処分した、恐らく、くくりわななもんで銃で処分したと思うんですけど、これはちょっと対象外というか緊急銃猟とは違うかと思っています。

ネットのニュースで見たんですけど、クマ猟を行って打った弾が、クマに当たったのか当たらなかったか分からんけど、人の足に

当たって、有害駆除だか何か。それで、市がその保険というか、慰謝料払って、今度、逆に市が撃ったハンターにその払った分を請求したなんていうニュースがありましたけども、その辺がちょっと今回の緊急銃猟とは違うケースなので一概には言えませんが、当然、緊急銃猟を行う場合は、警察の立会い、関係者立ち会って万全を期した上で狩猟というか駆除を行うので、そういった人身の場合は想定してないと言われれば、なるほどなと思いますけど、その辺がグレーと言われてしまうのでしょうか。

先ほど、保険金額が3,000万円と建物、乗り物、銃の弾が当たただけでそこまでの被害になるのかなと思ったということと、月3万円から10万円の保険料というのはどこに違いがあるのか、3,000万円ではなくてももっと安いのがあるのか、その3万円から10万円の掛金の違いというのは何によって違ってくるのでしょうか。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 掛金の違いにつきましては、前年度のクマの目撃情報の件数に応じて違ってきます。うちの場合が、前年度19件以下ということで3万円、その上の段にいきますと20件から49件で5万円、50件超のものは10万円という形になっております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、白頭聖志委員につきましては本日欠席でありますので、新城市議会会議規則第51条の規定により白頭聖志委員の質疑を終わります。

3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業、71ページ。滝川委員とダブるところがありましたけれども、少し確認させていただきます。

資料を出していただきまして大体分かりま

したが、概算見積頭数という形で、私、出さ
せていただいたんですけれども、かなり細か
く、これは見込みの頭数が出ております。当
然、年度を区切るに当たって増減がまた出て
くると思いますので、この見込み数を中心
にして、これからまた予算立てもされる場合
もあるのかなと想定しましたが、まずその
ところの確認をお願いします。

2点目であります。市内の捕獲地域とい
うんですか、分布ある程度されております。
猟友会等の行動範囲の中、また、何々班、何
々班といろいろと多分、組織化されておる
と思いますけれども、そういう面で地図にも
落とせるのではないかなとも思いまして、
クマの情報も含めて、県のほうではこうい
う分布図が描かれておりますけれども、そ
ういうところである程度この地域性という
ものが研究の一步進めれる対象になるの
かなとも思いましたので、この辺りのと
ころも教えてください。

それから、緊急銃猟の関係でございます
けれども、これは大体分かりましたけれど
も、また、保険の関係については、いろい
ろ対象が、緊急銃猟以外のところでも今、
先ほど滝川委員のほうでもありましたが、
昨今、新聞配達の方がイノシシとぶつか
って大けがをされて入院されてしまったと
。やっと復帰されて今、配達また臨ま
れているようでありますが、これは緊急銃
猟とまた別の話でありますけれども、そ
ういふ場合の保険の関係だとか、当事者
の皆さんからもいろいろ御相談を受け
た経緯もあります。

緊急銃猟は緊急銃猟でまた進めていた
きたいということもありまして、この4点
目のところに入りますが、このハンター
の体制だとか、市の体制、改めてこれ
は緊急銃猟そのものが市の判断、それ
からまた警察の安全確保、それから、
ハンターの技術、先ほど少し触れてい
ただきましたが、この3者がかみ合
わなければ成立しないと思うんですよ。

だからこそ、現在のこの新城市の体制が、

誰がきちんと判断をして、誰が現場を統
括して、また誰が最終責任を負うのか。
この辺のところを明確にしなければなら
ないと思ひまして、改めてこの点につ
いても確認をさせていただきます。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 一番最初の概算見
積頭数ということで、4,402個体を見
込んでございます。対象の獣種につきま
しては、全部でイノシシ、シカ、サル等
をはじめとしまして15種類あります。

2点目の捕獲地域の分布状況につきまして
は、令和6年度の実績によりますと、新
城地区で全体の20.3%、鳳来地区で
52.9%、作手地区で26.8%とい
う形で、鳳来地区での捕獲が半数以上
を占めている状況になってます。

また、行政区別にイノシシ、シカ、サル
の大型獣の捕獲率を見ますと、鳳来の
海老地区、作手中河地区が全体の6%
、それから、玖老勢地区で5%を占め
ておりまして、他の行政区よりも比較
的高い捕獲率となっております。

それから、保険の内容につきましては、先
ほど滝川委員に答弁したとおりになり
ます。

それから、4点目の市・ハンターの体制
につきましては、まず、ハンターとし
ましては市猟友会の理解と御協力を得
ながら進めております。

次に、市の体制ということですが、有
事の際には市のみでは対応できかねる
ことから、猟友会、警察、消防など関
連する機関と連携して対応できるよう
、今、総合的なクマ対策マニュアルを
作成して進めております。

責任の所在というのは、基本的には
市町村になっております。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1つだけ確認します。
緊急銃猟の対象動物、クマの話が出て
おりますけれども、当然、イノシシも
対象になってくる

と思うんですよ。先ほど少し触れましたけれども、新聞配達の方が緊急に衝突に遭って大けがをされるとか、また私もちょっと山へ行くとイノシシやシカはしょっちゅう行き会いますけれども、もしというときに、やはりそういうときの緊急銃猟の対象物としては明らかになっているかと思いますが、その辺も含めて確認をお願いします。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 緊急銃猟の対象になっておるのは、おっしゃるとおりクマとイノシシです。

出くわして通常の生活の中でイノシシにぶつけられたというのは緊急銃猟の保険とは全く別の話になるかと思うんで、民間の傷害保険とかそういうのを探されて入るべきなのかなと思います。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業、71ページ。

予定増加捕獲数と対応状況については、丸山委員の質疑で納得しました。

再質疑としては、この4,402頭の増減に至る見込みはもうこれは仕方ないと思うんですが、猟友会のハンターがどんどん減ってるんじゃないかと私は思うんですが、今、高齢化とかそういう問題について、もっともっと増えていくことを考えますと、その辺りの検討というのはともにされておられるでしょうか伺います。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 猟友会員の減少については課題となっております。

先ほど少しお答えさせていただきましたが、190名の一応、猟友会員さんがございますが、半数以上が70代以上ということになっております。

新城北設鳥獣害対策協議会へ、わなの免許を取るときにお金がかかりますんで、その費用は負担できるようなシステムはつくって会員の確保に努めてはおります。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 クマの被害もこれから出てくる可能性があるという中で、先ほど滝川委員の質疑の中でもありましたけど、緊急を要するものは今後、増えていく可能性があったときに、いつも190人のハンターの中でライフルが6名で、それで散弾銃がほとんどだと思うんですけど、今後の対応については、猟友会と共にそういう危険な被害が出る可能性については、当然、話合いもされてると思いますけど、その辺りはどうでしょうか。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 すみません。もう一度質疑をお願いします。ちょっと聞き逃してしまいました。申し訳ありません。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、聞きましたのがクマの被害がこれから出るんじゃないかという話が時々出るんですけど、本宮山にももう当然、来てるかと思うんですが。

そういうときには、そういう場合は対応は警察になるんでしょうか、市側の行政の判断になるんでしょうかと、その辺を伺います。

○長田共永委員長 山田辰也委員、猟友会のメンバーを増やすとかそうしたことを確認したいんですよね。

○山田辰也委員 そうです。

○長田共永委員長 警察ではなくて、その点で答弁できるならお願いします。

松山農業課長。

○松山元晃農業課長 クマの出没の場所にもよりますが、緊急銃猟というのが4つの条件がありまして、市街地で人が被害に遭うおそれがあるとか、ほかもあったんですけど、4

点ぐらいあって、それで初めて緊急銃猟が対応できます。

それ以前のもの、この間の山中で錯誤捕獲あったものにつきましては、あれは緊急銃猟ではなくて通常の許可捕獲という形で対応しておりますので、場所と状況によって対応の仕方はかなり変わってくるんで、そこらを含めた、今、総合的なマニュアルを作成して進めておる状況です。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 7款1項2目商工振興費、企業用地等開発推進事業、77ページです。

用地選定の経緯、用地選定のプロセス、概略設計のレベル、用地測量の有無についてお伺いします。

○長田共永委員長 河村用地開発課参事。

○河村英樹用地開発課参事 それでは、答弁させていただきます。

用地選定の経緯につきましては、新城インター企業団地2期に続く新たな企業団地を確保するため、市内全域を対象に企業用地適地選定を実施したところによります。

それから、用地選定のプロセスにつきましては、企業用地適地選定業務で立地条件や法的整備等の様々な項目から順位づけをし、その中から20ヘクタール以上の上位5地区から、概算事業費や地区外工事費、課題等を考慮し決定したものととなります。

続きまして、概略設計のレベルについてですが、愛知県企業庁が用地造成審査会へ諮るための基礎となる資料として、基礎的な条件

の整理、検討地区における課題の整理、基本計画の検討及び図案の作成、事業推進課題の整理、そして、企業へのアンケートの調査などを行います。

なお、今回の委託時には用地測量については実施しません。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、順次、再質疑します。

用地選定の経緯ということですが、いわゆる企業庁との関わり、要するに市から企業庁に働きかけたのか、企業庁が新城インター及びスマートインターチェンジを見据えてそういった話があったのか、要するにその辺の企業庁が絡んだ経緯はどういうふうになっているのでしょうか。

○長田共永委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 県の企業庁のほうでも企業用地を、特に内陸部の企業用地を確保したいというお話がありましたので、今回、市からも企業庁へ企業用地の候補地をお願いするわけでございます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 企業庁が内陸部の企業用地を求めている。これは別に新城市に求めたわけではなく、県全体にそういった形で求めた中にたまたま新城市が当てはまったのか、新城市以外の他の自治体もこの中に入っているのか。今回の事業は新城市の選定した土地のみが県の企業庁に採用されるという経緯なのか、その辺はいかがでしょうか。

○長田共永委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 愛知県全体で内陸部の企業用地を探していると認識しておりまして、新城市も今回、候補地を挙げていくということです。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは分かったけど。

だから、新城市が見込みというか、採択されて事業を進めていくわけですけども、他の自治体もそういった形で同じような事業を進めてる経緯があるのか。今回、新城市のみがそういった対象になっているのかということを確認したかったんです。

○長田共永委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 まだ企業庁のほうで、この候補地が開発するということは決定しておりませんので、ほかの市町村もこのように企業庁にお願いしている事業はあるかと思えます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 まだ事業採択が確定したわけではないということが確認できました。

それから、他の自治体も同じように当然、提案してる。それがどれだけあるかは、市では分からないということを確認できました。

用地選定のプロセスですけども、いただいた資料を見ますと、全体で28か所ほどありました。28か所、よく見つけたなと思えますけども。

それだけの候補地というのは、当然、内側の作業ということは、相手に対しては、対象になってますということ、当然、言わずに、内部的な候補地であって、選ばれなかったとか対象にならなかった28か所から5か所を引くと23か所は没になったわけですけども、そこはそのまま外には出ないという条件だと思いますし、今後どういう扱いをするか分かりません。

取りあえず5か所の中から一番可能性がある、点数ではなくていろんなことを勘案して、点数的には4番目だけど、この辺を最優先候補地という形で議会にも報告があったわけですけども、企業庁にやっていただくのはいいんですけども、やっぱりもっとどうしても大規模な土地になったり、大きな面積、区画になってしまうおそれがある。市内の中小企業

でも、やっぱり用地を求めている業者いると思うんですよね。その辺どこまでアンケート取ってるか分かりませんが、そういった方たちに、20ヘクタールなんていう大規模な開発ではなくて、今やってる6ヘクタール前後ではなくて、もう少し大きい10ヘクタール未満ぐらいで、市の市内企業でも進出しやすい区画の、新城市独自でやっていくのにも必要なことかなと思うんですけども。

そういう部分での庁内検討というか、今後の可能性というのは議論されていたのか。たまたま今回28か所出たもんですから、これは全て対象が20ヘクタール以上の可能性の土地ということですけども、その中でも全体ではなくて、その内の部分の一番条件のいいところだけ10ヘクタール未満、前後ぐらいで区切れば、市でも市独自の企業開発用地ということで取り組めるんじゃないかというような可能性もあると思うんですけど、そういうことの議論とか協議をするのか、今後していくのか、その辺についてお伺いします。

○長田共永委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 20ヘクタール以上ということで今、選定して企業庁にお願いしていくわけなんですけど、区画割につきましては、今後、企業庁と検討しながら進めていく予定でございます。

それで、小さな区画も今後、検討していける状況にはあると思いますので、市内の企業が進出したいよという御意見がございましたら、そのような形でも今後、検討していけると思っております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういうことを聞いたかったのではなくて、今回28か所もあったんですから、その中で20ヘクタール未満の10ヘクタール前後、あるいは5ヘクタールでも結構ですよ。5ヘクタールでも可能性あるわけですよ。そうすると、市内の企業も立地しやす

い区画だったり、そういうことも可能性ある。

これだけの候補地を見つけたんだから、せっかくそれを今後の市の独自の企業用地開発に生かすという考え方があるのかなのか、そういうことをやるべきではないのかという、私は提案と可能性をお伺いしたんです。その辺について答弁をお願いします。

○長田共永委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 市内全域を対象として適地調査を行ってきた背景には、委員がおっしゃられるように、20ヘクタール以上、今回は挙げさせていただきましたが、先ほど言いましたように、残りの部分につきましても、5ヘクタールから20ヘクタールのところ、それから5ヘクタール以下のところもございまして、そちらは今後、市が主体となって企業開発、それから、小さなところは民間事業者に紹介したりという、その材料として今後も参考資料として使っていきたいと思っております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひ、せっかく候補地たくさんありますので、今後に生かしていただきたいと思います。

それから、概略設計のレベルですけど、資料をいただいてこういったことですと分かりました。中に、計画案図作成とかありますけども、測量は当然やらないという形で、何を基準にしてやるのか、公図なのか、都市計画の地図を基にしてそれを拡大してやるのかなという、精度の問題もあるかと思いますが、概略設計だったらそこまで必要ないのかと思うんですけど。

そういった意味で測量なしでやる計画案の作成の基になるものは何を参考にするのでしょうか。その都市計画図あるいは市の2,500分の1の地図、そういったものを参考にして、取りあえずやってみるというレベルなんではないでしょうかお伺いします。

○長田共永委員長 河村用地開発課参事。

○河村英樹用地開発課参事 計画作成ですけども、2期事業の際もそうなんですが、今回やる概略設計は基本計画のような形のもので、当初は当然、測量かけませんので、机上というか、今、滝川委員が言われたような都市計画図というかそういうものを基にして、机上で作成していくと。

それで、都市計画図とかそういうのを基にしていくと、高低差だとか、面積だとかというのは大方分かりますので、その中で基本的な計画というものを作成して、それを基に企業庁さんと調整しながら、それが実施できるものか、ここの形はこういうふうにできるとかそういう検討をこれからたたき台としてつくっていくということになります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

そういった形ですと、なかなか正確な高低差が分からないので、土量計算だとかなりなことで今後に影響を与えることのデータは得られないかもしれませんが、対象となってるところはそんな極端に高低差がないことですので、大きな土量の移動はないかと思いますが、その辺も配慮した、やっぱりザクツとした計画案になるのかなということを勝手に思っておりますけど、そういった形でよろしいんでしょうか。

○長田共永委員長 河村用地開発課参事。

○河村英樹用地開発課参事 今回の計画しておる場所につきましては、滝川委員がおっしゃられたとおり、ほぼ田んぼというか、真ん中に一鍬田黒田線という市道が通ってますけども、その左右ということになります。

高低差的にも田んぼがほとんどなんですけれども高低差あまりありませんので、大方、大体切り盛りというのがほとんどないような状態でいけるかと思いますが、そこまで大きな差は出ないかと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、白頭聖志委員につきましては本日欠席でありますので、新城市議会会議規則第51条の規定により白頭聖志委員の質疑を終わります。

3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 では参ります。

7款1項3目観光振興費、観光施設等維持管理事業、77ページです。

修繕料の増とありますが内容を伺います。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 修繕の内容につきましては、笠川公衆トイレの浄化槽の修繕、また乳岩峡遊歩道手すり等の修繕、また、不測の事態に対応するための修繕料を想定しております。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

乳岩峡遊歩道手すり等とこちらの資料に書いてあるんですが、どの辺まで直すのか教えていただけますでしょうか。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 資料で写真を提出させていただいておりますけれども、その歩道の部分、それから一番上の奥というか階段を上がったところの手すりの部分ですね、その写真の部分になります。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業、77ページのところでありますけれども、配湯ポンプの修繕及び配湯ポンプの予備機の内容についてお尋ねします。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 修繕料につきましては、物価の上昇及びこれまでに実施した緊急対応

修繕により、不測の事態に対応するための緊急対応修繕料が不足しておるのに対応するものでございます。

また、配湯ポンプの予備機につきましては、メーカーが在庫を持たずに受注生産方式へと変更になってしまったことにより、配湯ポンプが故障した場合に、納期が3か月ほどかかるということで、湯谷温泉旅館等へ十分な配湯ができなくなります。ついては、安定した温泉供給のため予備品として備品購入するものでございます。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

とにかく配湯ポンプそのものは一番大事な部分になると思うんです。これがない限りどうしようもないと。

それで、最近もこれ修繕してるかと思いますが、私の記憶ですと、最近というと、直近で何か月とかそういう問題ではありませんけれども、多々これはあると思うんですよ。それで、ストックは当然、今説明していただいて分かりましたけれども、しっかりとストックはしてもらおうと。

最近の配湯ポンプの修繕状況も踏まえて、ちょっともう一回確認をしたいんですけども、修繕の何が原因になってきて故障になってきたのかということを伺いたい。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 配湯ポンプ自体、2機のポンプで1機が故障したときにもう1機が動くような形で、さらに予備で故障したときにそれをすぐ取り替えれるように、予備で1機持っているような状況です。

配湯ポンプ自体はどうしてもスケール等によっていろいろな部分で年を経るに従って故障が起きるということで、利用できないタイミングがないような形で準備をしておるところでございます。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、7款1項2目商工振興費、企業用地等開発推進事業、77ページについては、滝川委員の詳細な質疑で理解をいたしましたので、取下げをお願いしたいと思います。

次に、7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業、77ページです。

こちらは、今、丸山委員の質疑で内容は分かりましたので、再質疑をさせていただきたいと思います。

こちらは、納期が3か月かかり、向こう側の仕様によって在庫を抱えない対応だということで理解をしたんですけど、この緊急の修繕のための在庫を取り置きする場所とか、そういったところが市の中でどこになるのか、そういった場所があるのか伺いたいと思います。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 ポンプにつきましては、配湯所に備えておきます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうすごいでかいものではないということで、こういった配湯所で置ける場所があるというところで理解をいたしました。

あと、先ほど丸山委員も指摘をされましたけれども、過去に結構大きな予算を使ってこういった配湯ポンプ類を修繕してきたように思うわけです。去年とかも結構、何百万円だとかそういったお金が配湯の掃除も含めてされてきたように、私も記憶しておりますが、今回の修繕料と関わりはなかったのかどうか、その関係性も含めて伺いたいと思います。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 今回、配湯ポンプだけではなくて、修繕料につきましては、物価の高騰とかもありまして金額は乗せておるところもございます。

ポンプにつきましては、先ほども申し上げ

たとおり、やはりどうしても、消耗品という言い方はちょっとあれなんですけれども、動かなくなっていくものなものですから、定期的に修繕という形を取っております。その時期についても、実際に悪くなってからの修繕という形になりますので、どのぐらいのタイミングというのもその時々によって変わってきますので、そういった形です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

そしたら、今まで掃除だとかそういった修繕とか、緊急で補正予算組んで出してやってきた経過はあるんだけれども、今後そういった配湯管の中で、どうしても温泉ですので硫黄だとか湯の花みたいなのが付くということは私も考えられると思うんですが、そういった修繕に今後も緊急で耐えられるように今回この不足分を上乗せして補充をするというような予算だという理解でいいのか伺います。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 そのとおりでございます。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。理解いたしました。

では、次の質疑に入りたいと思います。

7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業、79ページです。

1点目、71万8千円の主な内容を伺います。

2点目、今後の施設の方向性と今回の修繕との関係性を伺います。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 まず、1問目ですけれども、主な内容につきましては、受水槽FMバルブ、これは水の水位を定位に保つ定水位弁というものですが、これの故障により、満水時にも給水が止まらずオーバーフローしてしまうため、これの修繕に対応するためのものがございます。

2点目ですけれども、今後の施設の方向性

につきましては、今年度策定しております湯谷温泉街活性化構想の中で、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな等老朽化した施設の在り方を整理することも含め方向性を定めてまいります。

また、今回の修繕は故障した受水槽FMバルブの修繕をするものであり、今後の方向性とは関係ございません。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業、79ページ。

修繕料の内容は丸山委員と浅尾委員からの答弁で理解しましたので取り下げます。

○長田共永委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、説明員入替えのため、再開を12時10分とし休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後0時07分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 9款1項3目災害対策費、自主防災組織防災活動援助事業の89ページです。

盗難被害の概要と防犯対策をお伺いします。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 ただいまの質疑に

ついてお答えさせていただきます。

盗難被害の概要につきましては、本年7月から8月にかけて、長篠地区、乗本地区及び下吉田地区にある屋外設置の消火栓器具格納箱が対象となり、消防ホースの先に接続される管槍、筒先が計25本盗難される事案が発生しました。

防犯対策としましては、消火栓器具格納箱が設置されている市内全域について点検を実施するよう関係施設へ情報提供及び依頼を行いました。

また、被害を受けた地区においては、警察署へ被害届の提出に加え、付近のパトロール強化をお願いしております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 25本ということですが、つい最近、小林委員から聞いたんですけど、今週、一昨日だか先日、10本ぐらいまた鳳来東部のほうで盗難に遭ったって言ってますけども。

根本的に再発防止を考えないと、また同じこと繰り返されるおそれがあります。今の周りの点検っていったって、行ったら盗まれてたでは駄目なもので、取られる前にやっぱり何か対策しないと、器具箱を開けると防犯ブザーがけたたましく鳴るとか何かしないと、また同じことが繰り返されると思うんですけど。

その辺の再発防止のアイデアというか、もうちょっと考えられたほうがいいかと思うんですけど、何か光と音とでやる、電源の問題があるかもしれませんが、電池で動いても定期的に交換すればいいもので、そういった形でやっぱり光と音で警告するようなことを考えないと、また繰り返されると思うんですけどいかがでしょうか。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 現在、屋外消火栓格納箱の盗難被害への防犯対策を検討してい

ますが、防犯と緊急時の迅速な利用を両立する決定的な対策を講じることは非常に難しい状況です。

防犯を重視する場合、格納箱の施錠を行うことで盗難防止には一定の効果が期待されます。しかし、その一方で施錠により迅速な初期消火活動に支障を来す可能性が大いにありますので、現在、慎重な検討、判断が求められる状況です。

こうした課題を踏まえまして、具体的な防犯対策として大きく3点検討しております。

1点目は素材の変更による盗難の抑制についてです。現在、盗難のターゲットになる金属、主に真鍮なんですけど、これに代えて、例えば、換金性の低い材質、アルミ製のものに交換することで盗難の誘因を減らすことが期待できると考えております。

2点目としましては、防犯カメラや今、委員がおっしゃられた防犯ブザーなどを格納箱周辺に設置することで、盗難行為を抑止するとともに、万が一発生した場合には早期発見が可能になると考えております。特に、防犯カメラにつきましては、抑止効果に加えて犯行の証拠を残すという面でも有効と考えております。

3点目としまして、最も現実的で早急に実施可能な防犯対策としましては、地域の方々と連携による定期的な点検と防犯パトロールの強化が挙げられます。地域が小まめに点検を行うことで盗難の早期発見が可能となり、あわせて早期通報を行う体制を整えることで被害の拡大を抑えることにつながると考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いろいろ検討されてるんですけど、これ新城市だけの問題ではなくて多分、全国的な発生事案だと思います。よそのほうともちょっと連携して、どんな防犯対策を取られてるのか、再発防止対策みたいな

もの、ちょっと研究されるといいかと思うんですけど、なかなかこれはというの難しいかと思うんですけど、言われてるように鍵かけるわけにいかないもんですから、全国的な対策は、検討とかそういうことされたでしょうか。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 今回7月から8月に盗難に遭ったとき、同様な事案が豊川市、豊田市、また湖西市でも発生しておりまして、そちらの担当者とも連絡を取ったりはして、どういう対策という確認はさせていただいてますが決定的な対策には至らず、やっぱり今のところ、小まめな定期点検、早期発見というところに対応しているという情報を得てます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、古瀬 剛委員。

○古瀬 剛委員 それでは、9款1項3目について質疑をさせていただきます。災害対策費、防災行政無線保守管理事業、89ページお願いします。

1、修繕費の内容は。

2、手数料の内容は。

3、戸別受信機の購入台数、1台当たりの予定価格は。

伺います。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 ただいま3点質疑をいただきましたので、順次、お答えさせていただきます。

まず、1点目の修繕の内容につきましては、各世帯に貸与している戸別受信機は最も古いもので使用開始から18年が経過しており、経年劣化により音声回路の故障が主な原因で、常時、異音が発生する事例が多発しています。この状況を受けて、新しい戸別受信機への交換対応を進めていますが、費用を抑えるため、

修理可能な受信機については、当面の間、修理を行う方針を取っています。主な修繕内容は、異音の原因となる故障箇所を修理し、異音を取り除くことです。

2点目の手数料の内容についてですが、市が契約する業者が実施する戸別受信機の設置作業に伴い発生する費用が該当します。この設置作業には、戸別受信機の取り付け作業だけではなく、アンテナ設置や電波受信状況の調整などの作業も含まれます。これにより、戸別受信機を利用する各世帯が情報を受け取れる環境を整えるための費用となっております。

3点目の戸別受信機の購入台数、1台当たりの予定価格についてですが、新規購入台数は82台で、1台の価格は約4万2千円です。

以上です。

○長田共永委員長 古瀬 剛委員。

○古瀬 剛委員 1つだけ教えていただきたいんですけど、購入台数、思ったより少ないなと思いましたが、今、やはり最高で18年経過ということで、かなりのところから修理、交換の依頼が来てるんだろうなと予測されるわけなんですけど、おおよその見当で結構なんですけど、来年以降もこういうのは続くわけでしょうか。どういうふうにお考えでしょうか。お願いします。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 現在の故障の推移ですけど、令和6年度は450台故障の問合せがありました。令和7年度、この10月末現在ですが228台ありまして、この伸び率からいきますと、さらに11月から3月までで、約440台ぐらいを見込んでおります。

今後、来年以降もまだ同年に対応した戸別受信機がありますので、さらにこの故障台数は伸びていくものと推測しております。

以上です。

○長田共永委員長 古瀬 剛委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、白頭聖志委員につきましては本日欠席でありますので、新城市議会会議規則第51条の規定により白頭聖志委員の質疑を終わります。

4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 9款1項3目災害対策費、防災行政無線保守管理事業。

大体、不具合の状況も含めて修繕も分かりましたけれども、確認したいことがございます。

最近、私たちの地域、防災講話をやっていたかまして、防災対策課の職員の皆さんがいろいろお話をしていただきまして、大変ありがたかったです。その中で、この防災無線についても、不具合がありましたらまずお声を出してくださいよという案内。

それからあともう一つ、防災アプリですね。防災アプリもしっかりと皆さん、加入できるものはアクセスして、しっかりと携帯電話の中に納めてもらえるとすごく分かりやすいですよという、そんな親切な御案内いただきまして、私たちの地域も、早速その辺の取組が遅れてる方々は、即座に対応させていただいたという経緯がございました。

それで、防災無線についての不具合というのが、たまたまかどうかわかりませんが私たちの地域って割合と不具合が少ない状況に感じております。既に替えられた方おるかも分かりませんが、浅畑地区という行政区の20数軒のところではありますが。

なかなかそういう面で、防災講演の効果がすごく私たちの地域ありまして、すごく緊張感あるお話もしていただいたという経緯もありましたので、防災無線の今後のこういう防災無線だけに限らず、防災アプリも含めて対応していきたいなと、そんな声が上がりました。

特に、その辺で防災講演も含めて、この防災無線の今回の修繕、不具合の状況も予算にのっておりますけれども、広くこの新城市全

体として、この取組の状況も含めて教えていただければ、委員長よろしいですかね、ちょっとお伝えしていただければありがたいなと思いますが、お願いします。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 ありがとうございます。防災アプリのインストールの推奨についても、防災講座を通してそういったチラシを配布するなどして、普及のサポートさせていただいてます。

現在、防災アプリのインストールの件数ですが、令和7年10月現在で8,957件のインストールをさせていただいております。当初の目標はクリアさせていただいておりますが、引き続きアプリ、やっぱり戸別受信機では補完できない多重言語の内容でしたり、避難所情報、あと停電情報など、そういったものも盛り込んでおりますので、引き続きアプリのインストールも推奨していきたいと思っております。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

次に、同じく9款1項3目災害対策費、自主防災組織防災活動援助事業、89ページ。

管轄の盗難被害と防災活動補助金のことについて入っていきます。

被害状況は、先ほど大体、滝川委員の質疑の中で分かりましたけれども、防災活動の補助金というものがメニューにあるんですけども、これも含めて、先ほどの被害状況については、私も7月の半ばぐらいでしたか、長篠地区の区長さんからいろいろ声が出まして、盗まれたよ、盗まれたよということで、私たち地域も地元へ帰り、また防災専門員等によって調査をしたという経緯がございましたけれども。

これに対しての補助金がどういう中身になっているのか、ちょっと教えてください。

○長田共永委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 補助の内容ですが、新城市防災活動補助金交付要綱に基づいて、資機材が盗難に遭った場合は、特例措置として全額補助が適用になっております。よって、こういった申請に応じて全額補助をさせていただいております。

以上です。

○長田共永委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、91ページです。

相談件数の増加の要因は、また、不登校児童生徒の増によるものかお伺いします。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 では、お答えさせていただきます。

相談件数の増加の要因につきましては、不登校児童生徒数の増加に加え、保護者や児童生徒自身にも早期に相談することのよさやカウンセリングの必要性が認知されるなど、相談しやすい環境が整ってきたことも挙げられます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 生徒の増加と、プラスその認知が広まったということなんですけど、何か特段、保護者やそういった方たちにこういったシステムというかサービスというか、相談窓口があるということを特別周知されたのか、どういう形でその認知が広がったのか、その辺はどのように捉えられて、これをさらに広げるような手だてに生かすことが可能なのかお伺いします。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 まず周知の方法ですが、担当副課長が中心に市内小中学校にいる不登校対策コーディネーターの研修などで説明をしたり、あとは保護者用にチラシを作って配布をしたりということで周知を進めてきました。

今後さらに活用しやすい環境を整えるために新たな方策があれば講じていきたいと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、白頭聖志委員につきましては本日欠席でありますので、新城市議会会議規則第51条の規定により白頭聖志委員の質疑を終わります。

3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私も同じく10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、91ページです。

不登校児童生徒の相談件数の増加とありますが、どれぐらい増えているのかというのを教えてください。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 お答えさせていただきます。

令和6年度の相談対応は41名です。相談時間数については521時間でしたが、今年度は11月末現在で50名となっており、相談時間は401.5時間ということで、昨年度の相談時間を上回る勢いとなっております。

以上です。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。ちょっと増えた感じですね。

では、10款2項1目学校管理費、小学校管理事業、93ページです。

これは、要求資料の45ページを読まさせていただきますまして分かりましたので、取り下げさせていただきます。

次の10款3項1目学校管理費、中学校管理事業、95ページですが、こちらも要求資料の47ページで分かりましたので、取り下げさせていただきます。ありがとうございます。

○長田共永委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10款3項1目学校管理費、中学校管理事業、95ページです。

603万7千円の主な内容を伺います。

○長田共永委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 答弁させていただきます。

603万7千円の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬等人件費の増額82万4千円、提出資料にありますように消防設備修繕としまして248万9千円、6中学校に設置しておりますAEDの更新費用につきまして購入費の270万6千円となります。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

内容、状況が分かりました。AEDなんですけど6中学校に配備のための購入費270万円ということではありますが、これは購入する前は配置されてないという理解でいいのか、期限が過ぎたので買い替えということなのか、そこら辺の状況を教えてください。

○長田共永委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 6中学校は、既にAED配置しております、機械の更新の時期が来ておりますので更新になります。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、花島志保委員。

○花島志保委員 10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、91ページの1点目、現在カウンセラーは何人いるのか、これは要求資料の42ページ、9名ということで明記してあり

ましたので理解しました。取り下げます。

続いて、2点目、カウンセラーは具体的にどんなことをするのか。こちらをお伺いしてもいいですか。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 では、お答えをします。

カウンセラーが具体的にどのようなことをするのかということですが、児童、生徒、また保護者からの相談に対するカウンセリング、または教職員への保護者に対するカウンセリングなどに関する指導とか、援助が主な仕事となります。

以上です。

○長田共永委員長 花畠志保委員、まだありますので、続けて次をお願いします。

○花畠志保委員 今の件は理解できましたので、ありがとうございました。

続いて、10款5項2目体育施設費、鬼久保ふれあい広場管理事業、103ページ。

トイレの天井修繕が必要になった理由を教えてください。

○長田共永委員長 河口生涯共育課長。

○河口昌和生涯共育課長 鬼久保ふれあい広場内にあります芝生広場にあるトイレの雨漏りが発覚しまして、トイレ使用に支障が出るためでございます。

以上です。

○長田共永委員長 花畠志保委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

債務負担行為補正の質疑に入ります。

質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 第4表債務負担行為補正、追加。

(1) 未払使用料等支払請求等事件訴訟に

係る弁護士委託料、6ページ。

委託料の内容は。

(2) 外国語指導業務委託料、7ページ。

委託料の内容について。

2点伺います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 私からは(1)委託料の内容につきまして答弁をさせていただきます。

内容につきましては、訴訟弁護委託料のうち、第一審終結後に支払うこととなる報酬金になります。

以上でございます。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 では、2点目、外国語指導業務委託料について説明させていただきます。

A L Tと呼ばれる外国語指導助手が、市内小中学校の外国語活動及び外国語科、英語科の授業に参加をしております。小学校中学年におきましては年間36回、高学年においては年間10回、また、中学校においては年間10回、各学級の授業に携わっております。

授業時間と教材作成の時間を合わせた1,400時間掛ける5,800円掛ける消費税ということで893万2千円となっております。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 弁護委託料については、前の答弁で理解しておるんですけど、裁判というどうしても長くなるもんですから債務負担行為になると思うんですけど、できる限り弁護士は使わないような方向でいってほしいということで、そういいながらも最終的には弁護士になるかと思います。

第二審以降の支払いというのは結審してからのことですね、結審されてからということ、伺います。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 そのとおりでございます。

す。

○長田共永委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 2つ目の質疑の外国語指導業務委託料ですが、これは時間的にもかなり使うということで、主に英語が中心だということで、今のお子さんとか中学生の方にもブラジル系のポルトガル語とかスペイン語もあるんですが、それについてはこれは入ってないという認識でしょうか、伺います。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 委員のおっしゃるとおりブラジルの子とかそういうことは該当しておりません。英語に関わってのことです。

以上です。

○長田共永委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第152号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第152号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第4号）について反対討論いたします。

理由は、2点ほどあります。

1点目については、今、市民、国民ともに物価高で苦しむ現状を、実際、下江市長は御理解していただいておりますでしょうか。人事院勧告に基づく給与のアップが、役員、三役入って35万7千円ですが、市民から見れば、市長がこれでは苦しい財政の中の新城市は果たして再生できるかという声があります。以前、市長は市民に寄り添ってという言葉を使っておりますので、ぜひともこの点については私は苦しい市民から見れば理解できないということで反対としたいと思います。

次に、2つ目は裁判に係る弁護士の委託料

なんですが、委託料についてはそれは高いものではないんですが、貸したところが湯谷園地の建物等が20か月で450万円余の家賃が未回収ということで、確かに未回収というのはよくあるんですが、民間とは違うからという理由はあるんですが、もっと早く未回収の時点判断して、差押えができないということなんですけど、選ぶときにもしっかり選んでなかったことがこういう結果になったのではないかと思います。市長共々担当課は、これに深く反省する必要があると思います。

契約等も甘かったし、また、市長は前期は20%カットでスタートしましたが、果たして2期目に入って市民が理解しているかということは、95万円給与で4年間で1,500万円以上の退職金をもらう市長が、果たして市民に寄り添うことができるかという点から見て、私は反対とお伝えします。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

小林秀徳委員。

○小林秀徳委員 それでは、ただいま議題となっております第152号議案につき、賛成の立場で討論をいたします。

常勤のものの給料及び旅費に関する条例の一部改正については、令和元年度の報酬審議会に付託された市の特別職で常勤のものの給料については、人事院勧告に基づき決定されるとされており、何ら異議するものではありませんし、その他市政各分野において、市民サービスの維持向上に欠かせない経費に講ずるものであり、異議するものではありません。よって、賛成といたします。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第152号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決

します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長田共永委員長 起立多数と認めます。

よって、第152号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第153号議案 令和7年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から第157号議案 令和7年度新城市作手財産区特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本5議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本5議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第153号議案から第157号議案までの5議案を一括して採決します。

本5議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第153号議案から第157号議案までの5議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第176号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第176号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第176号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後0時39分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長